

第三十四回国会 社会労働委員会 議 録 第十六号

昭和三十三年三月十五日(火曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事大石 武一君 理事田中 正巳君

理事八田 貞義君 理事滝井 義高君

理事八木 一男君 理事堤 ヴルヨ君

池田 清志君 大橋 武夫君

加藤銀五郎君 龜山 孝一君

齋藤 邦吉君 中山 マサ君

早川 崇君 古川 丈吉君

山下 春江君 亘 四郎君

大原 亨君 中村 英男君

本島百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 渡邊 良夫君

出席政府委員

厚生事務官 森本 潔君

(大臣官房長)

厚生事務官 太宰 博邦君

(保險局長)

厚生事務官 小山進次郎君

(年金局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 澄田 智君

(理財局総務課)

大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局資金課)

厚生事務官 加藤 威二君

(保險局厚生年

金保險課長)

専門員 川井 章知君

三月十一日

委員小林進君辞任につき、その補欠

として風見章君が議長の名で委員

に選任された。

三月十日

優生保護法の一部を改正する法律案

(谷口弥三郎君外一名提出、参法第

一号(予))

同日

けい肺患者の援護に関する請願(菊

川君子君紹介)(第九二五号)

戦傷病者の医療制度確立に関する請

願(山下榮二君紹介)(第九二六号)

同(森島守人君紹介)(第一一一二

号)

医療施設不燃化等の建築費助成に關

する請願(菊川君子君紹介)(第九二

八号)

同(本島百合子君紹介)(第九二九

号)

同(藤枝泉介君紹介)(第九五三三

同(寺島隆太郎君紹介)(第九九七

号)

国民健康保険事業に対する国庫負担

増額に関する請願(齋藤邦吉君紹介)

(第九四七号)

同(八百板正君紹介)(第一一一〇

号)

市町村、労働組合等の行い職業訓練

に対する経費負担に関する請願(八

田貞義君紹介)(第九四八号)

同(松平忠久君紹介)(第一一一九号)

薬事法の一部改正に関する請願(池

田清志君紹介)(第九九二二号)

榮養士法及び榮養改善法の一部改正

に関する請願(田中伊三次君紹介)

(第一〇五八号)

一般職種別賃金の即時廃止に関する

請願(松平忠久君紹介)(第一一一七

号)

日雇労働者健康保険法の改善に關す

る請願(松平忠久君紹介)(第一一一

八号)

松丘保養園の施設整備に関する請願

(渡井義高君紹介)(第一一二二二

号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

失業保険法及び職業安定法の一部を

改正する法律案(齋藤邦吉君外二十

三名提出、第三十三回国会衆法第二

三三三)

厚生年金保険法の一部を改正する法

律案(田中正巳君外二十三名提出、

第三十三回国会衆法第二四四)

日雇労働者健康保険法の一部を改正

する法律案(田中正巳君外二十三名

提出、第三十三回国会衆法第二五

五五)

船員保険法の一部を改正する法律案

(田中正巳君外二十三名提出、第三

十三回国会衆法第二六六)

船員保険法の一部を改正する法律

案(内閣提出、第三十一回国会閣法

第一六八号)

健康保険法等の一部を改正する法律

案(渡井義高君外十六名提出、衆法

第四四)

○永山委員長 これより會議を開きま

す。

齋藤邦吉君外二十三名提出、失業保

險法及び職業安定法の一部を改正する

法律案、田中正巳君外二十三名提出、

厚生年金保険法の一部を改正する法律

案、日雇労働者健康保険法の一部を改

正する法律案、船員保険法の一部を改

正する法律案、内閣提出、船員保険法

等の一部を改正する法律案及び渡井義

高君外十六名提出、健康保険法等の一

部を改正する法律案、以上六案を一括

議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを

許します。渡井義高君。

○渡井委員 船員保険法等の一部を改

正する法律案について質問を続行いた

しますが、どうも政府与党において、

は、厚生、労働関係の法律に対して、

国会においてこれを本格的に審議をし

てものにしようとする熱意が非常に薄

いように見受けられます。これは一つ

渡邊厚生大臣、閣議で発言をして、岸

総裁に与党の議員の国会への出席方を

要請してもらいたいと思うのです。こ

ういうことでは、野党としても法案審

議には御協力ができかねるのです。安

保のような派手なところには委員が集

まるけれども、じつは、福祉国家を建

設する土台となるようなこういう委員

会には与党の出席が悪いということ

は、渡邊厚生大臣なり松野労働大臣の

権威にもかかわる問題だと思ひますの

で、ぜひ一つ閣議で御発言を願つて、

岸総裁に重大な反省を促してもらいた

いと思ひます。同時に内閣総理大臣岸

信介氏にも反省を促してもらいたいの

思ひます。

質問に入りますが、船員保険は御存

じの通り総合的な社会保険でありま

す。この保険の中には、健康保険と年

金と失業保険と労災と、四つが含まれ

ておるのです。ところが今回の改正で

は、労災関係の改正というものが出て

いないということですが、一体どうして

労災関係の改正を出さないのかという

点です。すでに労働省は、かつてけい

肺といわれ、現在じん肺といわれてお

る法律を中心として、労災法の一部改

正を国会に提案をしております。当然

これに見合う船員保険法の改正とい

ものが行なわれなければならないにも

かわらず、厚生省はこれをやらない

ないというのは一体どういうことなん

ですか。

○本堂政府委員 御承知の通り船員保

險法等の一部を改正する法律案とし

て、四法まとめて御提案いたしました

のは昨年の三十一国会でございます

当時といいたしましては、この船員保

險との関連及び厚生年金保険との関連

あるいは疾病部門というよりな点を問

題にして出したわけでありまして。労

災保険の改正法案を政府が御審議を国会

にお願いたしましたのは昨年の十二

月末でございます。これは船員保険

の方にも若干の影響がございますの

で、政府といたしまして、これにつ

いて何らかの改正の法案を国会に不日提

出したしまして御審議をわすらした

いと考へておるところでございます。

○渡井委員 不日船員保険法について

も若干の關係があるから、改正をして

国会に出したいということございま

すが、これは太宰局長御存じだと思ひ

ますが、けい肺の臨時措置法というの

は、これは時限立法なんです。従っ

ておるのです。ところが今回の改正で

は、労災関係の改正というものが出て

いないということですが、一体どうして

て、この法律が昭和三十五年三月三十一日には期限が切れるという事は天下周知の事実です。政府としては昨年四月の三十一国会にこの法律を出しにいたしましたならば、当然それを頭に描いて出してこなければならぬ、それが一つです。

もう一つは、今回与党が、あなたの方のお出しになったこの船員保険法等の一部を改正する法律をばらして、四つの法律にして出してきておる。この出したものについては政府は賛成でございます、こうおっしゃっておるのです。そうしますと、与党の昨年十二月に出した船員保険法の一部を改正する法律の中には、政府は十分連絡してそれを入れなければならぬ。ところがこれも入れていない。こういうように大事な点が抜けておるのでございますが、この際思ひかえてこれを追加する意思がありますか。

○本府委員 けい肺及びその他の職業病の関係については、先ほどお答えいたしましたように目下準備を進めておりまして、不日提出したいと考えております。それから与党の方で議員提案をされました件については、労災関係でなしに失業対策関係じゃなかったですか。

○滝井委員 今回あなたの方の船員保険法等の一部を改正する法律案が、四本が一本になって出てきておるから、これではいかぬというので、与党はそれぞれ船員保険は船員保険、厚生年金は厚生年金とばらして出してきておるわけですね。それは昨年の四月にばらしたわけじゃなくて、昨年の十二月になつてばらしてきておる。そのばらして出したときには、すでに労働省はけい肺

審議会その他にかけて、そして労災法の一部を改正する法律案なり新しいじん肺法として法律を出してきておるわけですから、それは与党も承知の上なんでしょう。そうすると与党がそういうものを出すことについてはあなたの方も同意しておるわけですね。これは予算を伴う法律ですから、まさか政府が与党の出したものを、おれは知らぬと言いやしないと思う。当然与党の中にそういうものをいれさせていかなければならぬ。労働省は入れさせてきておる。労働省は今後の日本の雇用やその他の状態を考えると、失業保険といふものがある程度給付を延長したり、就職の支度金といふものをやる必要がある。だからそれはよろしいといつて失業保険をやつてきておる。おたくも船員保険は与党がばらして出すなら、当然やらなければならぬ。それをおたくだけおやりになっていないのはなぜかというわけですね。

○本府委員 与党が議員提案いたしました場合には、失業保険法の改正案に追加された点がございまして、その点に關する御質問だと思ひますが、その一つは公共職業訓練所に……

○滝井委員 いやいや、それは知つておる。実は与党は、自分でそういうものを追加した。だからなぜあなたの方のもやらないかというのです。

○本府委員 それにつきましましては、船員の方の場合でございまして、いづれも陸上と海上とはいろんな職業、雇用情勢といふものは変わつておりますので、格別かような点についての改正をする必要がないということ、これを切り離しておるわけでございます。

○滝井委員 それは認識不足ですよ。今回の労災法の改正といふものは、単にけい肺だけの狭い範囲の改正じゃないです。いわゆる労災の根本的な改革を目的としておるわけですね。すなわち不治の病については、これは生涯一つ見ましよう、医療と賃金の六割だけを補償していこうという形になっておるのですよ。当然船員保険法における労災も、そういう改正を加えられなければならぬと思ふのです。当然そうならなければならぬ。ところがそれを今度はおやりになっていないわけなんです。そうすると、一般の労働者はそういうものができてくるのだが、一体船員における労災関係はどうなるんだと、こういうことになるわけですね。そうすると、不日改正いたしますということがはつきりしておるなら、今度改正したらいいじゃないかというのです。国会はまだ通っていないのですから。

○本府委員 労災保険法の改正案は昨年の十二月末に政府提案でもつて出しているわけでございます。それとの関連でございまして、私の方も船員保険の方においてさような点を改正する必要もあろうかと考えて、これは不日国会に御審議を願うということ、ただいま関係審議会等の手続をして、今意見を聞いている最中でございまして、こういう点の意見を聞いた上で、政府としての態度をきめて、国会の御審議を願うことに不日相ならうかと、こういうことを先ほどから申し上げておるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、その関係審議会の意見を聞いているその法案と

いふのは、いつ国会にお出しになるのですか。

○本府委員 これはまあできるだけ早く出したと思つております。

○滝井委員 この国会ですか。

○本府委員 さうでございます。

○滝井委員 そうしますと、ますますこれはわれわれはあわてて通す必要はなくなるわけですね。そういう大事な船員保険法の労災法改正に見合ひ分をこの国会で出すというならば、これはわれわれは待つべきだと思ふ。待つて、そしてその上でこの国会を通したらいい。そしてこれによって陸路が生ずるの、どこに陸路が生ずるかというのと、三分の一の国庫負担が四分の一に切り下げられる、この点について陸路が生ずるだけですね。それはあなたの方ではもうかることなんですね。特に船員保険の失業保険部門なんというものはもうかることになるわけですね。これはあつて必要はなくなるのじゃないですか。大臣どうですか。この国会にまた船員保険法の一部を改正する法律案を出しにされるのです。そうすると、今与党は船員保険法の一部を改正する法律案といふようなものを出してきておるわけですね。与党が出していますから、これにその労災部門をつけ加えてもらえば、これはもう、われわれ二度また同じことを繰り返す必要はないのです。だから従つて、そうなればこの船員保険法の一部を改正する法律といふのはしばらく足踏みをして、その分が出てきたときに一緒に並行審議をする、これが一番私は合理的であるし、しかる総合調整という観点からも非常にいいことになるわけなんです。どうも

こういう点が何と申しますか、与党と政府、それから政府のやり方のちがはぐな行き方といふのが、全く大同的な社会保険を考えずに、単にそのとき、そのときの風のまにまにゆれて、財政当局の意向によつていろいろものが左右されておるという事は非常にいけないことだと思ふのです。今の御答弁で、この国会に船員保険法の一部を改正する法律案を出しにされるということでございますから、われわれとしてはそれを待つて、船員保険といふものは一緒にして通したい。だからむしろ政府はこの際これを撤回をして、出すものを新しくつけ加えて一緒にしてお出しになるか、それともこのものの修正としていただくか、何だつたらわれわれが御修正を申し上げてもけっこうです。もう労働省から労災法の一部を改正する法律といふものは出てきておりますが、ほくらは労働省から出ておるあれは氣に食ひませんから修正しなければならぬと考えております。できれば船員保険に少し理想的なところを――船員保険の積立金も八十六億円が三十三年末にありまして、業務上の不治の負債をある程度理想的な形で入れて、もう困難はないと思ふのです。大臣どうですか、今御説明の通り、またあとに船員保険が出てくるというのじゃわれわれ迷惑な話だと思ふのです。まだたくさん法案がつかえておりますから、できれば一緒に通したいというならば、御修正に応じていただいて、労災部門をこれに加えて通す、これが一番いいことだと思ふのです。

○渡邊国務大臣 改正部分が多少違ふのじゃなからうかと思ひますから、先

に出たものから順次御審議をお願いしたい、かように思います。

○滝井委員 それは違ひです。片一方は労災に属する部門です。ところが船員保険というのは健康と厚生年金と失業保険と労災と、この四つ含んでおるのですから、だからその中の健康分と年金分と失業分はおやりになるわけですが、もちろん健康分はおやりになるわけですが、労働者にしてみれば全般的に保険料に属していただくことですから、この際どうせあとにこの国会に労災部門の改正が出るならば、これは総合保険ですから、やはり総合的観点から見ておかぬと、あとからまた局部的な改正が出てくると、われわれも迷惑です。大局を見誤るおそれがあるわけですが、だからこれは今、太宰さんはあとでこの国会に出しになるということでございますから、これ以上言いませんけれども、われわれとしてはもう少し手のうちを見せたいと思ふのです。一体どういう改正を労災部門についてはおやりになりますか。

○本官政府委員 これはまだ関係の審議会などの意見を聞いておる段階でございます。政府としてまだ意思をきめておらぬのでございますから、ここでただいま申し上げるわけにもいかないうけであります。ただ今度の労災保険法の改正がけい肺とかあるいは職業病の重度の人たちに対する手当を厚くしていこうということでございますから、それと船員保険法においてもそれにらみ合わせまして、その方面の改正をいたしたいということでございます。これは先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、改正の点が、同

一国会においてあとから事情が生まれ、また御審議を願うということも従来とも間々あるわけでございます。改正部門は違ひわけでもございます。この四法の関係は冒頭に申し上げましたように、昨年来の継続の法案でございまして、その内容というものは私どももいたしましては極力早く御審議を願ひ、御賛成を得て実施に移したいと念願しているものでございます。ことに日雇健康保険には、国庫負担を三十四年度分からはじめたいと考えております。そういうような観点からいたしまして、これは早急に御審議を願ひますようにお願いいたします。

○滝井委員 私が申し上げておるのは、一体労災部門でどういうような改正をやるかということをお聞きしておるのですが、それは審議会の意見も聞いておらぬから、ここで申し上げるわけには参らぬ、こういふことでございしますが、それならば、審議会が大事で、国会というものは審議会の下にあるのですか。あなた方は、この前の健康保険の料率の改定の問題なんかは、委員会の意見をお聞きにならぬうちに、先に予算にお組みになつて出しておられる。国会に、政府はこういふ考えであるくらのことも言えないといふことになれば、僕はその考えを言うまでは、船員保険は待ちます。それはがはつきりするまではわれわれもあれでございせんし、日雇いは、これは議員提案の方がありますから、やれるのです。労災部門はきわめて重大です。なぜならば、今度の労災法の改正というものは、今までの労災に対する考え方を根本的に変えてきておるのです。そ

れだけに大事な法案ですから……。もうすでにそれは労働省から出てきておる。船員部門に対する厚生省の考えは、今から審議会の意見を聞かなければならぬといふなら、同じ労災に対する労働省の考えと厚生省の考えとは、一体これは打ち合わせをせずに労働省が先行したのか、こういふことになる。船員だって労働者ですから、当然これは労働省と厚生省が打ち合わせしておつて、じん肺法なり労災法の一部改正法は出してこなければならぬわけですが、じん肺法というのは医学的に厚生省に重要な関係があるのですから、それを厚生省は全然ノー・タッチで、労働省だけが先行をしたということではいけないと思ふのです。しかも船員の労災関係というものは、あなた方の所管であるが、同時に労働基準法なりの問題からいって労働省にも関係があるんです。ところがまだその方針は、厚生省の方はおきめになつておらぬ、今から審議会の意見を聞くのだ、労働省はすでに意見がきまつて出してきたおる、こんなばかんなことはいいです。ここで言えなければ言えるまで待たします。徳川家康で、鳴くまで待とうホトトギス、こういふ形でいかしてもらいます。船員保険のことは、今のことがわかるまでちよつと留保します。船員保険にはまだたくさん尋ねたいことがあるのですが……。

次に厚生年金にいきます。厚生年金は、二十八国会で農林漁業団体職員共済組合法というのがございまして、二十六万人の人、これはほとんど厚生年金の加入者だったのですが、こういふ人が、結局厚生年金から離れていきました。さらに労働省関係で、中小企業の共

済年金制度というものができたわけですが、これである程度厚生年金に零細な中小企業からの加入者というものは制御される形になったわけですが、一昨年から船員さんの中小企業政治連盟の方を中心として、中小企業者を独立せしめて、年金をここに持つてこようとする動きがありました。これは一応やめました。中小企業団体が船員金次郎さんの選挙違反等で熱がなくなつたようでございますから、そういう運動もなくならぬと思ふます。こういふ二十八国会以来の年金関係の変遷を見ても、結局厚生年金に対する労働階級の魅力が薄れておるところにこういふ状態が出てくるのです。で、どうして厚生年金は根本的に改正をしなればならぬ段階にきておるわけですが、特に昭和三十六年から国民年金が充足をしていくということになると、ますますそういう状態が強くなっていくと思ふますが、一体大臣としては今後厚生年金をどういう方向へ持つていかれるのですか。これもまさか審議会に今からかけるのだから言えないとは言われないうでしよう。それなら岸内閣は政策を持たないことになる。指南の意見を聞かなければ政策は行なえないといふことになるだろうと思ふのです。そういうことは政党内閣で、責任政治であるから許されないとはいませんが、一体二十八国会以来の客観的なこの事態の推移を見たときに、厚生年金に魅力を持たせる必要があると思ふのだが、その改正の方向は一体どういふ方向へ持つていくかとするのか、これを一つ御説明をまず願ひたいと思ふます。

○渡邊国務大臣 事務当局からお答えいたします。

○滝井委員 これは事務当局ではだめなんです。事務的なことではなくなつておるわけですよ。これはあとで触れていきますが、一国の財政投融資の根本をゆるがすような大きな問題です。だからきょうは私、大蔵大臣にも来てもらいたいと思つて要求をしておるわけですが、大蔵大臣が来なければ財政次官でも理財局長でもいい。今理財局長の総務課長さんが見えておりますが、大蔵大臣にかわつて責任ある御答弁が願えなければ総務課長さんは要らぬわけですが、厚生年金の改革の方向がどういふことになつていくかというところは処置なしですよ。太宰さんの事務的なことはあとから聞きます。あなたが答弁されるというなら私はやめます。これは改正の方向ですから、こういふ方向にやるのだからいふことは当然大臣がしなければだめです。これは大きな問題です。私ども社会党は、この社会保険関係に三つの柱を立てておる。一つは、生活保護基準を引き上げなければならぬが、引き上げるためには、一体日本の財政なり労働の賃金にどういふ影響を及ぼしていくのか、引き上げをやらなければならぬが、その影響をどう考えるかといふことが一つ。それからいま一つは、厚生年金の積立金の運用の問題です。これがやがては国民年金ともからまつてくるので、これを一体今後どういふ工合に考えていくかといふことが一つ。もう一つは三十六年の皆保険を目途として、日本の医療制度といふものはどういふ工合に改革されなければならぬか、あるいは改革すべきであるかといふ三本の柱を立てて私たちは社会保障

の重点的な施策にしておる。従つて当然岸内閣としても、これはもうここ数年來予算委員会や大蔵委員会やこの委員会では絶えず論議をされ、問題とされておる厚生年金の積立金の運用問題等もあるわけですから、今後厚生年金というものをどういう方向に持つていくかという根本的な内閣の方向を大臣が答弁できぬで、事務当局がやるのだというのはいかぬと思ふのです。一つ大臣、簡明率直にお答え願ひたいと思ひます。

○渡邊国務大臣　ただいま滝井委員からお話がありました三つの柱は、私もよく存じておるのでございます。標準報酬の引き上げにつきましては、現在

のいづゆる標準報酬の実態につきまして、一万八千円から三万六千円の引き上げということは、当然であらう、かように考えられるのでございます。年金額の引き上げにつきましては、標準報酬の引き上げによりまして年金額が千分の五から千分の六に引き上がるということは、私どもはこれは当然やらなければならぬ、かように考えております。かような意味におきまして、やはり給付内容の改善をはかつていく、あるいはまた厚生年金の積立金の問題等につきましても、将来私どもは自主運営の面から検討する、こういうような面から客観諸情勢等も勘案いたしました、これは当然このたび改善しなければいかぬ、かように考えておるわけでございます。

○滝井委員　今のは今回改正する法律のことを述べたので、もう少し大局的に、どういう方向に厚生年金を持っていくなのだというところは私は聞きたいのですがね。今のはこの法案の内容のこと

とおっしゃつておる。では大臣の方がお答えができませんければ、今の改正の内容に入つて將來の展望を聞いていきまゐります。

まず、今標準報酬を一万八千円から三万六千円にお引き上げになる、こういうことです。大臣はお知りにならないかと思いますが、太宰さんはお知りになっておるはずだと思ひのです。衆議院で十九国会のときに附帯決議をつけたのです。そのときには標準報酬というものは健康保険法などと同様の最高額を三万六千円まで引き上げるといふことになったわけですが、三万六千円はこの附帯決議に基づいてやったのですか。

○太宰政府委員　標準報酬は賃金の実態に合わせねばならぬということば、国会の附帯決議を待つまでもなく、私も当然考えていかねばならぬ、ことにその標準報酬が年金額の算定の基礎となるとなりますれば、当然被保険者の利益のためにもこれを考えていかねばならぬ、かように存じておるわけでございます。今般改正に際しましてその実態を見ますと、相当多くの人たちが、一般男子において三十何%という人が頭打ちになっておる、こういう実態でございますので、これを直さなければいけないということで、三万六千円までに一応いたしたいということとで提案いたしましたわけであります。健康保険の方は、御指摘でありますように今日は五万二千円までの段階になっております。しかしながら一挙にそこまで持っていくということも少し荒過ぎるのじやなかろうかということで、一応今回は三万六千円のとこにとどめたいわけであります。将来は健康保険

の方にもできるだけ近づけるような努力をすることは当然だと思うのであります。

○渡井委員 私が御質問申し上げたいところを先に言いましたが、十九国会では、国会は健康保険と同様にやってくれということだったのです。当時は、三万六千円だった。ところが現在は、今あなたの言われるように健康保険は五万二千円です。賃金の実態に即して標準報酬をおきめになるとおっしゃるのではないのですか。五万二千円に健康保険をお引き上げになっておって、国会は健康保険と同じにしてくれというのが、国会まで延ばしておって、今度やるときのにはもとの健康保険の三万六千円に

しておる。これはどうも賃金の実態にどつちが即しておるのかわからなくなつてしまふ。三万六千円が即しておるのか、五万二千円が即しておるのか、これは一体どういふことですか。

○太宰政府委員 健康保険の方は三千万円から五万二千円までに分かれております。これはその方が私は賃金の実態により即しているとは存じます。しかしこの厚生年金保険の方は三千万から一万八千円に従来ございました。これをもし五万二千円まで一挙に持つていくとなりまふと、大体一万八千円に従来頭打ちのものを、五万二千円でございますから約三倍弱くらいのところまで一挙に持つていく、こういうことに相なるわけであります。そういたしますと、従来一万八千円を出しておつた人たちが相当多額の負担を勞使ともに負うことにも相ならう、今回はそれと同時に、いわゆる修正積み立ての方式

にのつとりまして保険の料率も引き上げておるわけでございますので、その両者相待つて急激に巨額の負担をかけることにも相ならうかということを考えまして、今回は三万六千円というところで一応まとめた、こういうこととでございます。三万六千円でしたしますと、それ以上の人たちの占めるパーセンテージは約六割くらいになると思ひます。従来の三十数%という率から一応六%程度にまで頭打ちの人たちが下がるわけでございますから、その程度のことでありますならば一応妥当ではないか、かよいなことを考えておるわけでございます。将来はまた機会を見まして、さらにそれを上の方まで持つては参りたいと考えておるわけがあります。

○ 滝井委員　その標準報酬を健康保険は五万二千元にして、今回一万八千円の厚生年金の標準報酬の頭打ちを三万六千円に引き上げていくというその目標は、老後を保障することなどんでしよう。老後を保障することが目的ならば、今のような月に三千円そこそこしかもらえぬような厚生年金では、老後を保障するということとはなかなか言えないわけなんです。それでこの標準報酬というものは昭和十六年以来何回か変わってきていますね。一体この標準報酬はどういうところに理論的な基礎を置いて改定しておられるのですか。

○太宰府委員 標準報酬の改定の理論的基礎というお話であります。が、標準報酬の等級は先ほど申し上げましたように、やはり被保険者の賃金、給料の実態というものに極力合わせるべきだと私もは考えております。ただし

法律でございますので、法律の改正を要します関係上、そのときによりましてそれが実態に合わないようなことにならる場合も出て参るわけでございします。これはなるべくすみやかに法律改正の手続をとるなりして賃金の実態に合わせるということが、被保険者のためになることであらうと存じます。しかしながら今日一萬八千円で頭打ちになっておるということと自体は、私どもとしては非常に遺憾に思っておりますわけでございますけれども、この一萬八千円の頭打ちになっておりますものの自体を直ちに健康保険のように五萬二千円まで上げていくことにならうといたしますと、先ほど申し上げましたように、被保険者なりあるいは事業主なりにその分に關して相当大きな負担を一挙に与える、これは打撃ということにも相ならうかと思ひます。かてて加えて保険の料率も引き上げる、こういうことでございますので、やはりその辺を勘案いたしましたして、今回は前回政府が提案いたしました三萬六千円という線に一応落ちつけて参りたい。そしてあと五萬二千円なり何なりに引き上げる件につきましては、將來できるだけすみやかな機会において、次回においてまたこれは考えて参りたい、こういうことを考える次第でございます。

○淹井委員　その三万六千円に大体一万八千円の現在の標準報酬の最高を引き上げたことはわかるのです。標準報酬は昭和十六年以来今度で九回目の変更です。健康保険もずいぶん変えてきております。頭打ちを五万二千元に引き上げても、その等級を一級から二十級というように多くしておるわけですね。今度のは一級から二十級までで

しょう。五級進りわけです。一挙に労働者の負担がふえるというのじゃなしに、刻みを小さくすれば分に応じた負担になるわけですから、その心配は大してないわけなんです。企業はもうけますから、事業主の負担は、あなた心配されませんが、その心配ないのです。この健康保険と厚生年金との標準報酬が絶えず違ふというところは問題なのです。私も、なぜ標準報酬の等級区分が厚生年金と健康保険と違わなければならぬかという理論的な根拠は、いろいろ調べたけれどもよくわかりません。それからこういふふうには賃金が上がる、社会情勢も変わってくるから上げていかなければならぬというところもわかりますが、一体その変更をする理論的根拠というものは、何に合せてこれは変わらなければならぬか。私はそれは老後を保障する年金の給付額が基礎になつてくるのじゃないかと思ふのです。何を根拠にしてこれは変わるのですか。根本的にはこういうものを基準にしてこれが変わつていくんだというあなたの見解が知りたいたいです。ちゃんとした老後を保障しないような年金というものはもったつたて希望が持てない。希望が持てないから、冒頭に申し上げたように、一つわれわれは脱退をしてつばなを作ろうじゃないかというので、脱退者が出てくる。厚生年金で希望が持てるならば、何も脱退する必要はない。ところがその脱退者が出るというのは、あとの運用その他の問題に触れてきますが、問題があるから脱退者が出てくる。脱退を防ぐためには老後を保障する姿に年金がなることが必要だと思ふ。

う。そのためには年金の給付額が老後を保障する額になつていなければならぬ。なるためには最小の保険料でしかも最大の効果を上げるような状態に保険経済というものを持っていくことが私は一番いい方法だと思ふのです。そういう点で、標準報酬がいかなる理論的な根拠をもとにして変更をしていくかということがもう少し説明されぬと、今の答弁では納得ができません。

○本府政府委員 老後の保障を基準にして考えるというお考えも、私は意見として一理あると思ふ。ただし、標準報酬の等級はやはりそういうこととは関係はないと思ふのでございませう。それは保険の給付をよくするためには、保険の料率なり運用の問題なりあるいは給付の仕方なりというふうな問題はありますが、この標準報酬の分は、これはあくまでも被保険者の賃金の実態になるべく合ふようにするということとございまして、この賃金の実態を離れて特別にこれをきめるということは、これは理論として、政策としてはおかしいのじゃないか、かように考えておるわけでありませう。

○高井委員 どうして標準報酬の額を理論的に決定をしていくかということとは、どうも納得いかないですね。保険局長は勉強不足のようですが、もう少し理論的に説明をしてもらう必要がある。どういふ理由で標準報酬をこういふように変えていくかということをももう少しはっきりさせてもらいたいと思ふのです。それは国民年金ならば定額ですから、年令で百円と百五十円と分けておるのですから、保険経済と見合つていっておるのだらうと思ふので

すが、この標準報酬のきめ方というのは、賃金にも関係してきておりますし、それから賃金の等級の区分によつて出していく保険料は違つてきます。保険料が違えば当然今後は受ける額が違つてきますから、どうもそこらあたりは納得がいきませんので、もう少し先に延ばします。

次は日本における年金制度の今後の見通しというものは、被用者保険の中の厚生年金と、それから国民年金と二本の大きな柱だと思ふのですが、今後の日本の経済の発展なり雇用情勢から見てどういふ推移をとるとお考えになつておりますか。国民年金が非常に伸びていく推移にあるのか、厚生年金の方が人間がどんどんふえていく方向にあるのか、この推移の仕方は一体どういふ方向にあなた方はごらんになつておるか。現在一番新しい統計を一つ教えてもらいたいのですが、ことし出た厚生白書を見てみますと、厚生年金が三十九万三千人、国民年金は、拠出制はこの前小山さんの御説明によれば、僕ら三十三、三百万入るのだと思つておるが二千万、もつとシビアに言へば千六、七百万ぐらいという御説明であつた。そうしますと所得倍増計画から見ても、国民年金というものは中小企業や農村を中心にして伸びていく年金ですから、これは飛躍的に伸びる情勢ではないです。そうすると日本の雇用構造を近代化するためにどういふ方向を政府は五カ年計画でどうとしておるかという、家族従事者をなくそうとしているわけですね。そしてイギリスや西ドイツと同じような近代化的雇用労働者を作つていくというものが雇用の近代化の方向です。そうし

ますと、方向としては厚生年金がふえるような感じがするのですが、厚生白書では三十九万三千人、船員から国家公務員の共済から、ずつとこういふ年金関係、恩給もひつくるめて全部入れますと、千四百四十二万八千人というものがこの厚生白書の広義の年金関係の恩恵を受けている人です。だから結局雇用労働者の六割九分二厘が恩恵を受けていることになりました。これに国民年金のものが加はることになるわけですが、あなたの方の今後の見通しは一体どういふ見通しをお持ちになつておるかということですね。国民年金と厚生年金との被保険者と申しますか、対象者の今後の推移というのを、一つ国民年金の方は小山さん、厚生年金の方は太宰さんから御説明願いたいと思ひます。

○本府政府委員 雇用を増大するということは政府としても一番大きな政策の一つでございまして、当然今後とも力を入れて参るべきところでございませう。この被用者人口というものは今後いよいよふえて参るだらう。先ほどあげられました厚生年金の適用人口も、三十三年度末で三十九万でございませうが、三十四年七月には千九百九万とまあ大幅に伸びておるような状況でございませう。今後私どももいたしましては相当ふえて参るというふうな考えを持っております。しかし、これがたとへば五カ年計画とか長期計画というふうなものにおいてどれだけ出て参るかという見通しは、なかなかかたくなに要索も含んでおりますので、これは政府としても今後そういうような面の計画というものを持つて参らねばならぬ

というように考えておるわけでございます。

○小山(進)政府委員 国民年金の対象は、ただいま先生仰せの通り、主として農業における従事者と、それから零細企業における従事者でございませうが、農業における従事者は、現在日本の雇用者のうちおよそ四二%くらいになつておるものであります。これが一体将来どうなるかという問題につきましては、これは先生が結論をおっしゃつたように、減る方向にあることは間違いないわけでありませう。どの程度に減るかということについては、まだ計数をもつて示したものはございませうけれども、今比較的大胆な試算として現われておりますのが一橋大学の篠原教授の試算であります。これによりますと、二十年たつとこの四二%というのが二七%くらいに落ちる可能性が非常に強い、こう言つておられます。この点は何しろ将来の予測でありますから一がいには言えないと思ひますけれども、どうも感じとして三〇%から三五%の間くらいまで落ちることはまず確実らしい、こう見るのが常識であらうと思ひます。そういう意味合いにおきまして、国民年金の対象は、傾向としては将来減る傾向を持つております。それから現実の問題としてどうなるかということでありませうが、これは前回申し上げましたように、三十六年の四月から入つて参りますのは、法律で定めております適用対象のうち二十から五十までの者でありまして、五十から五十九までの者は一応適用除外をしております。これが逐次入つて参りますから、従つて大きい流れとしては今のうちに減るはずでありますけれども

ども、しばらくの間は国民年金の対象はくぐんふえる、しかしそれは決して被用者保険の方に入るべき人間が国民年金に入ってくるということではなく、どの制度にも入っていない者が入ってくる、こういうようなことかからふて参る、こういうことではありません。

それからもう一つの問題は、これが将来の大きい問題であります。現在国民年金の対象の中には、被用者のうちで零細企業に従事しておる者が入っております。この状態が、たとえば将来においてある程度まで考え直される、およそ被用者であるならば被用者年金で考えていく、こういうような時期が参るとしますならば、この面の減が、当入でいつて大体二百萬見当にこれに家族がつかますから、まず一倍半程度になると思ひますが、それがあつた時期においては減る可能性がある、大体こういうことになると思つておられます。

○滝井委員 大臣、お聞きの通り、農業関係はこれは明らかに減少傾向をたどりまふ。それから零細企業は、今政府の方針としては、これを被用者年金に入れる方向には積極的に推進しておりません。むしろ医療では国民健康保険、年金では国民年金に入れる方向にあるわけですから、そうしますと、今回の改正にあつて、標準報酬をある程度上げていく、料率を改定をしていくというところで、厚生年金というものが二割だけの保険給付の引き上げに結果的にはなつてくるわけですから、そうしますと、国民年金は三十六年の四月から発足をして、零細企業なり所得の伸びない農家、すでに米は八千万石を上回る状態がもはや平年作の状態になつて

きておるといふ情勢の中で、一体この両者の老後の保障の不均衡というものをくぐんふ伸ばしていつていかどうかという事です。それでなくとも日本は貧富の格差がだんだん拡大して、大企業、中小企業の所得の格差が拡大して、地域の格差が拡大しておるといふときに、今度は年金にまで格差をつけていくということになれば、これは非常に相互調整ができにくくなると思ひます。だから、大臣は社会保障制度審議会にいろいろ諮問をして相互調整をやるのだとおっしゃるが、今度の国会でこういうものをとらえ、先行させていき、あとから審議会の答申が追いついてくるというよりな状態では、大体一線に並んでないのです。

針というものは、この法案が国会を通るまでにはやはりつきりしてもらわなければならぬと思ひます。これを一つお答え願ひたい。

○渡邊國務大臣 漸次各制度との調整をはかりつつ進んでいきたい、かやうに思ひます。

を追つておる国民年金がこれに追いつけないのです。追いつく客観情勢にないのです。これはあとで年金の問題でも出て参りますが、年金の積立金が今だんだんふえてきます。これは現在三千億をこえています。八四、五年になると四兆くらいになるでしょう。同時に、そのころになると国民年金も出てきます。あとで積立金のことが触れていきますが、その積立金が一体どういふ方向に使われているかということはお宅の方もぜひ御研究になつておられる。この使われている工合は所得格差を拡大する方向にしか使われていないのです。そうすると、雇用というものはどこに集中してくるかというと、最近の雇用の形態は大企業に集中してきて、中小のところにすつと集中してきています。財政投融資は、中小にも恩恵がいくでしようが、そういう大企業関係は大体使われている。そうすると、その中小企業と大企業との間の格差はますます開いてくるのです。そうすると、そういうところの賃金はよくなつて、潤沢に保険料も納め得るのですから、これは年金額は上がつてくるのです。農業や中小企業は財政投融資その他もあつともあつていませ

ら、三千万の資金運用部の厚生年金関係の金が農業や中小企業に行つておるかといつたら、行つてない。今後国民年金の積立金ができて、なかなかそういう方向にいかないのです。今の日本の安価体制のもとでは特にいかならない。それは、頭を振つておるけれども、昭和十六年に厚生年金ができる以前から、あつた以後の状態を見て立つたのです。今度岸内閣のもとにお

針といふものは、この法案が国会を通るまでにはやはりつきりしてもらわなければならぬと思ひます。これを一つお答え願ひたい。

をやりまふからといふことでは、その総合調整をやることを前提にして私は質問しておるわけですから……。

をやりまふからといふことでは、その総合調整をやることを前提にして私は質問しておるわけですから……。

きつておるといふ情勢の中で、一体この両者の老後の保障の不均衡というものをくぐんふ伸ばしていつていかどうかという事です。それでなくとも日本は貧富の格差がだんだん拡大して、大企業、中小企業の所得の格差が拡大して、地域の格差が拡大しておるといふときに、今度は年金にまで格差をつけていくということになれば、これは非常に相互調整ができにくくなると思ひます。だから、大臣は社会保障制度審議会にいろいろ諮問をして相互調整をやるのだとおっしゃるが、今度の国会でこういうものをとらえ、先行させていき、あとから審議会の答申が追いついてくるというよりな状態では、大体一線に並んでないのです。

針といふものは、この法案が国会を通るまでにはやはりつきりしてもらわなければならぬと思ひます。これを一つお答え願ひたい。

をやりまふからといふことでは、その総合調整をやることを前提にして私は質問しておるわけですから……。

をやりまふからといふことでは、その総合調整をやることを前提にして私は質問しておるわけですから……。

明願、そして後継の今の民生安定の経費は幾らか、こういうことを御説

明願したいと思ひます。

○太宰府政委員 私どもの見解というものは、まだ政府部内で調整されておられないのでございますから、その点をお含みおきの上で申し上げますと思ひます。私どもは、こういう厚生年金保

險というよりな被用者の老後の保障を中心として積み立てられました保険料料方式にお
 ぎまして、今日の積立方式にお
 きましては、老後の給付の重要な部
 分を占めるものでございますから、このの積立金というものは、強力な安全確保に課

用する必要がある、それと同時にまた有利に運用する必要がある、かように考えておるのでございます。さらにまた、長い間の積み立てでございますから、その間被保険者の人たちがかけつ

ばなし。一方であるというような点もこれは感情論としては無視はできないことになりますので、できますならいば、そのうちの若干の経費はそういう人たちの福祉のためにも使う、こういうことがこの長期保険の積立金の運用

のまず基本的な心がまえであらうと考
えておるわけでございます。これにつ
きましては、まず安全確実という点か
らいたしますれば、政府の資金運用部
に預けるということが私は今日一番確

大いに役立つということであるならば、それをもつてよいことである。思うのであります。ただ、はたしてど

の程度有利であるかという点については、遺憾ながら私どもの見解としましては、今日これが必ずしも有利に運用されているとは申しかわ

る。この点は私どもとしては、さらにこの運用をよくするという点について検討して参らねばならないということとございまして、そういう点につきまして、今日のような資金運用部で一括運用するというのが最善の方途であるかどうかということについて少し検討してみたい、かように考えておるわけでございます。

○濫井委員　そうすると、自主運用の目的は安全有利に運用する、かけ捨てでは労働者なり事業主の不平が出る、何とかいたしたい、こういう程度ですか。一体三千三百七十八億円というところの一月末までに預託をしている金の行方を厚生省はお考へになったことはないのですか。

○本府政府委員　これは先ほど大蔵省の方でお答へになりましたように、運用の点については、国債あるいは政府機関の貸付、あるいは地方公共団体貸付、各種公債、金融債等いろいろな分かれて運用しておるわけでございます。この中にはやはり民生安定と考へていいものはいろいろあるわけでございます。勤労者厚生、あるいは住宅公団というようにいろいろあるわけでございます。これは今日といえども政府といたしましてはこれの運用については民生安定というものを考へておるわけでありまして、ただしこれは過去のあれから申しますれば、やはり日本の産業を再建するということが一番大きな国家的要請であった時代もあると思ひます。そういう時代におきましては、そういう基本的産業の方に回される分のウェイトが多かったという場合もあるわけですが、私ども承知している範囲におきましては、最近こう

いう民生安定の方に逐次力を注いで運用するようになつておると存じておる次第であります。

○濫井委員　どうも無責任な答弁です。民生安定の方向に運用しておると思ひてはだめなのです。一体三十五年度に三千四百十六億円の資金運用部特別会計のお金があるわけですが、厚生保険の方から原資としては七百七十億入つておるのです。五分の一は入つておる。だから累計をすれば全般的に一兆六千六百五十億の二割になる。毎年二割くらいずつ入つておるのです。

日本の財政投融資の二割を握つて、その金を集めた厚生省というものが、三千四百十六億円のことしの運用部の特別会計の中の金が、一体民生安定の方向に使われておるか、使われてないかという、その確実な数字をさへ握つていないのでは、これは大へんなことだと思ひます。ただ安く有利に運用さしてしまつておけばよろしいというものでない。この金の運用の状態によつて、少なくとも老後が安定するかどうかという問題にもつながつてきておるのです。だからその分類というものは当然やられておらなければならぬ。厚生省は、これをやつたことがあるはずで、小山さんのところでやつたことはないのですか。国民年金の運用の問題が出てきた場合には、当然これはあなたの方だつてやつておらなければならぬ問題です。僕もお宅のやつておる作業を一べん見たことがある。やつていないのですか。そういう民生安定の方向に資金運用部の金などの程度使われておるのだというところくらいはおやりになつておらなければ、自主運用も何も話にならぬですよ。

○小山(進)政府委員　ただいま保険局長からお答へいたしましたように、いろいろ研究はしているわけでありまして、問題はその民生安定という範囲にどれだけ入るかということについていろいろの議論はある。それで私どものところで民生安定といふものをやや狭い考え方で整理をした場合の試算をしたことがございまして、これは三十三年度の財政投融資の実績に基づいてやつたわけでありまして、その場合には二〇%をややこえる程度が民生安定と確定にいえる範囲内に入つておる、こういうふうな結論が出たことがござい

ます。ただしこれについては国民年金審議会において資料をもとにして説明いたしましたところ、この種の仕事に精通してゐる人々の共通の意見として、どうもそれは見方が狭過ぎるぞ、従つてもう一回その数字については検討し直す必要がある、こういうふうな強い批判がございまして、そういう意味におきまして、いろいろ御判断願ひ

場合には、この数字はかなりふやしてお考へ願ひなくてはならぬ数字だと思ひますが、一応のめどとしてはそんな結論になつております。

○濫井委員　大蔵省は、この一兆六千六百五十億の金が今言つたような長期とか、短期の国債あるいは一般会計、特別会計、政府機関、地方公共団体、金融債、電源開発というように分けて御説明になりましたが、これを今小山さんの言われたような民生安定のためとか、あるいは公共用の設備とか、一般の産業に、たとえば電力とか、石炭とかいうものにいつたものというふうに分けて資料をお作りになつたことはありますせんか。あなたの方は、今厚生省

から資金運用部のお金を返して、それと現在の立場からいへば被害者の立場にあるわけですが、被害者は当然今度は害を加えようとするものを防御する立場にあるわけですから、守備の立場で、こういうふうに分けて使つておるのだというものがなければならぬと思ひます。

○鈴木説明員　今厚生省の小山局長からもお話がありましたように、分類につきましてはいろいろ前提がございまして、むづかしいのでございまして、従いまして公式に発表できる程度の分類はございせん。ただしわれわれとしましては資金運用部の資金も、簡保の資金も、産業投資会計の出資原資も、一応全体として財政投融資についてどういつ時期にはどういつ方向に重点を置いて運用するといふめどとしまして、分類も若干やつております。ただその場合には、たとえば三十五年度の五千九百四十一億という財政投融資をそのま

ますつきり分けるのには、どうしても機関別と申しますか、財政投融資の対象別をやや詳細な程度にしか分類できないのでございまして。たとえば一例で申し上げますと、開発銀行あたりにいつております資金は、自己資金を除きました政府資金が財政投融資ということになつておりますが、これは目的別に分けまして、開発銀行の自己資金を含めた貸付金全体を、たとえば海運に幾らとか、電力に幾らというふうな分類になりますので、どうしても恣意的な試算といひますか、推計が入つて参りますので、あまり参考にならないかもしれませんが、財政投融資の機関別に近い分類で多少参考になる分類を拾つてみますと、これはまことに申し

わけありませんですが、われわれの課内でやりました非公公式の試算であります。三十五年度の産業開発、これは一応開銀を全部産業開発に入れております。それから、ちよつと長くなりまして、電力とか、北海道公庫、石油資源、地下資源を全部産業開発でとりま

すと、五千九百四十一億のうち、千二十五億が産業開発という分類になります。それから一応輸出銀行に対する財政投融資を輸出振興という格好で入れますと三百六十億、中小企業関係は国民公庫、中小公庫、保険公庫あるいは商中、不動産、これが六百六十三億、農林水産関係、農林水産振興、こ

れは農林公庫を主体にしまして、あとは愛知用水とか、開拓者会計とかいうものでございまして、四百五十九億、それから交通通信、これはたとえば先ほどの開銀の中にも若干交通関係のものが入つておるわけでございますが、機関別に交通通信としてとれるものだけをとりましますと、広い意味で交通通信でございまして、道路関係とか国鉄、電電、港灣というふうなものを含みますと千二百二十七億、住宅建設は住宅公庫、住宅公団、多少乱暴であります、勤労者厚生を全部入れた数字が八百十九億、地方債、この中にはただいまのような分類のたとえば産業開発とか、農林関係とか、交通通信というふうなものも全部入つておるわけでありまして、これは機械的にとるものとして地方債という格好で、地方債と公営公庫をとりましますと千四百六十三億、そのいすれにも入らない、たとえば海外移住のようなものも二十五億といふことで、五千九百四十一億ということになります。

これはたまたま御披露しましたように、非常中途半端な分類であります。が、機関別に正確に分けるとすればこの程度の分類しかできません。あとは若干推計を加えて、これはたとえは地方債をさらに分類するとか、産業開発の中の開採をさらに分類するとかいうことをやりませんと、先生の御要望されるような意味の使途別分類はなかなかできないと思います。

○滝井委員 財政投融資関係の五千九百四十一億の大ざっぱな内訳ですが、非常に参考になるわけです。ただ私は厚生省と大蔵省にお願したいのですが、やはり資金運用部の金が民生安定の方にどの程度運用せられておるかというのを今後論議する場合には、やはり共通の土俵というものがなければいかぬと思うのです。従って、今のようには大蔵省は大蔵省の分類をやる、厚生省は厚生省の分類をやる、分類をやった出してみたら、それはとり方が広いんだ、狭いんだということでは、やはりなかなか問題だと思ふのです。

従って、こういう問題をお互いに共通の広場として論議をしようとするならば、まず内閣の中でやはりこの分類についてもある程度意思統一をして、それから話をする必要があると思ふんですね。どうですか大臣、幸い大蔵大臣は大臣と親しい佐藤さんですから、あなたが自主運用を一つうちの方でやらしてくれとおっしゃるならば、やはり守備の側と攻める側とがお互いに話し合いの広場というものを持たなければ、なかなかできぬと思ふのです。こういう問題についてはある程度話し合う必要があるんじゃないですか。中小企業金融公庫に六百六十三億、農林

水産関係に四百五十九億、住宅建設に八百十九億ということになると、千八、九百億はある程度民生の安定の方向に行っているといえぬことはな。非常に広くとるといふことになれば、約四割近くが行っているんだ、こういうことになりかねないと思ふのです。狭くとって住宅建設と中小企業の一部ということになる、これは千億くらいになってしまふというように、水かけ論じゃ困るのです。大臣どうですか、ここあたりで、この問題は非常に大事なことですが、大蔵大臣と一応お話し合いになって、お互いにデータを作るときにはこういう範疇でいこうじゃないかということと両省で話し合つて、過去のものを検討してみると非常にいい数字が出るのではないかと感ぜがするのですか……

○渡邊国務大臣 これは現在も話し合つております。内閣に公的年金制度通算調整連絡会議というものを設けまして、ここでいろいろと現在検討してもらつておるわけでありまして、なるほどあなたの申されるように、住宅あるいは農業関係あるいは開拓関係、かようなところへ、あるいは重要基幹産業にこれを融資するといふことはあたらない、こういう向きもありまうけれども、しかし民生に直結し、あるいはまた雇用問題等にも直結する問題でございまして、私もよくよく考えて表面に出たものはやはり一般国民大衆の福祉施策に對するところの共同施設、そういうものに使いたい、かように考えて、いろいろと自主運営の問題につきましても努力いたしておるよう次第でございまして、また今後もこれは努力いたすつもりでございます。

○滝井委員 いろいろなところでやりになることは私はかまわぬと思ふのです。しかしやはりこういう問題が具体的に政治問題として舞台上登場してきたからには、大臣としては政治的に一つ両省の間でどういふことをやってみようじゃないかという広場の話し合いというか、共通の問題を共通の項目をとらえてお互いに討議し合うということが非常に必要だと思ふのです。その点で、今いった大蔵省のような分類もありまして、さらに私が見たのでは、厚生省の分類というのは大ざっぱに四つか五つに分けておられますが、私の説んだ限りでは、なかなかその分析はうまいところを分析しておるのです。今の大蔵省の分類よりも、項目は四つか五つくらいで大分類になっておられますけれども、その内容の分析といふものはなかなかいいところをついておるのです。そういう点もありまして、これに二つの資料を出されるので、一体どっちがいいのかということ、ここで大蔵省の意見と厚生省の意見が違ふといふことはだらしないこととです。だから出た資料のどちらに質問をしても、方向として同じような答弁が出てくるということではなければ政党内閣の意義がなくなつてしまふ。

大蔵省は大蔵省の道を行く、厚生省は厚生省の道を行くのではお話にならぬのです。だから民生安定の経費は三千億の金の中にどの程度入っているのだ、それも、厚生省に聞いても大蔵省に聞いても同じ答弁が出なければわれわれは判断のしようがないのです。民生安定の項目はわれわれはこういうものをとりまして、大蔵省としてはこういうものをとつた、厚生省もこれに

同意している、こうなると、それを一本にしてわれわれは論議ができるわけです。ところが大蔵省の言うように、民生安定の項目はなかなか幅が広うございまして、どういふものかわれわれはよくあれでございしますが、非公式の発表はこうなる、厚生省の方も、いや私の方もこれは一べんやりましたけれども、審議会にかけたらちよつと幅が狭いのではないかと言われましたから、というところで引き下がつていったら、一体どこにこの三千億の金を回わしているか、それを信用したらいいか、こういうことになる。これはあとにも触れますが、この運用の状態によつては保険料の利率も違つてくる、将来の年金の給付の額も違つてくる。これは一円や二円の利子があがつてくるのではない、何百億という利子があがつてくる問題ですから、今年あなた方がこの改正を出しても二百二十五億円しか金がふえない。運用がよかつたら、一文も今年上げなくても二百二十五億の金はあがつてくるのです。こういう大事な保険経済の将来に活殺自在の剣を握るような運用の問題ですから、もう少し両省の間に意思統一をして、きちつとしたものでやつてもらわなければ処置なしです。どうも大事なことところへいつて内閣の意思統一ができていないといふことになる、われわれはこういう大事な法案を今週中に通したいと思つても、ますます通されぬことになってしまふ。もう少し意思の統一をして——これはこの法案を通すことにはしませんが、そういうけちなことはいたしません、大事なことです。民生安定のものは一体どの程度あるか、民生安定はどの項目

とどの項目と入れろという意思統一をして下さい。どうですか渡邊厚生大臣、それができますか。

○渡邊国務大臣 できるだけ努力いたします。

○滝井委員 まだこれから核心に入つていくので、今はほんとうの前払いだったのですが、十二時半にやめろということですから、あとでまた続けます。

午後零時三十七分休憩

午後二時二十一分開議

○永山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の質疑を続けます。滝井義高君。

○滝井委員 午前中、資金運用部資金の運用面における厚生年金積立金の役割みたいなものを幾分お尋ねをいたしました。そして民生安定の方向に、どういふ工合にそれが使われておるかというところについては、的確な御説明を得ることができましたが、まず二朝前後くらいは使われておるであらうというより、おぼろげながらの御説明はいただいたわけです。そこで次は、積立金が直接被保険者の利益のために使われるという方面に、積極的にこれが活用をせられるということが、今後われわれが自主運用をするにせよ、大蔵省に今まで通り国家的な見地からこの資金の運用をまかせるにせよ、そういう方向に向かつてもらわなければならぬということについては、これは厚生省にしても大蔵省にしても、意見の一致を見る点だろうと思

とどの項目と入れろという意思統一をして下さい。どうですか渡邊厚生大臣、それができますか。

○渡邊国務大臣 できるだけ努力いたします。

います、その点は大蔵省ないし厚生省でしょうか。

○渡邊国務大臣 私どももいたしましては、当然一致すべきと考えております。

○津田説明員 大蔵省といたしましては、もちろん直接には、被保険者の利益も含まれる一般国民の利益のために、この資金が活用されるというのには当然のことでありまして、現在の財政投融資も、われわれの立場から申し上げれば、そういうふうにご利用されている、こういうふうにご利用しております。

○津井委員 特にここで強調するのは、被保険者の利益になるような部門に十分使われるということです。一般国民ということは、これは被保険者も含まれるわけですから、そうなる、おのずから色が薄くなるわけですね。重点が被保険者の利益になるような方向に使われるかどうかということ、やはり当然厚生省としては、自主運用を求めるといって一つの大きな理由の中に入ると思いますが、その点大蔵省どうですか。

○津田説明員 直接被保険者の利益という場合の、直接という言葉の意味なのでございますが、これは先ほどから御指摘のありますように、民生安定に役立つという、この民生安定の範囲等についてもいろいろ問題がございまして、われわれも、先ほど御指摘のありましたように、その内容の分析とか、その方法等については、今後厚生省の方と十分御相談してはつきりしていきたい、こう思っておりますが、そういう民生安定に役立つというふうな面において使用されました資金は、す

なわち被保険者の利益に役立っている、こういうふうにご利用しております。

○津井委員 回り回って被保険者の利益になるということでございますが、ねらいは、やはり被保険者の利益になるというねらいであって、同時にそのねらいは、やがて広く民生安定の方向に通ずる、こういうことでなくてはならぬと思うのです。被保険者のお金なんです。そうしますと、一体現在の運用部の預託制のもとで、預託金利が低いという議論があるわけですね。現在厚生省としては、運用利回りどの程度見ておりますか。

○本蔵政府委員 今資金運用部に預託しておりますものの運用利回りは、五分九厘八毛くらいだと思っております。

○津井委員 それは、厚生省としては低いとお考えになっておられるのですか。適当とお考えになっておられるのですか。高いとお考えになっておられるのですか。

○本蔵政府委員 ただいまの資金運用部の運用の利率表から申しますと、最高が六分でございます。これはたしか七年以上かと思っております。われわれの方は、ほとんど大半それに回しておるわけですね。若干のそれ以外のものがありますために、先ほど申し上げたように、全体として五分九厘八毛であります。かりに最高の六分ということになります。これが高いかどうかというの、一般の市中における金利との見合いでございまして、われわれといましては、そういう点から考え、あるいは各種の共済組合が自分のところで自主的に運用いたしております。その利回りと比較して考えて見まして、私どもはこれは高いとは言えない、な

お改善する余地がある、かように考えております。

○津井委員 そうしますと、高いとは言えないというところは低いということですか。どうも回りくどい表現をするのでわかりにくい、しろうとわかりのするうちに、低い、これはつきり答弁して下さい。五分九厘八毛は預託金利としては低い、こういう結果が出た。そこで、低いということの比較は、一体どういふところと比較して低いの、こういうことになるわけですね。そのためにはわかりやすく、運用部の預託から分離した簡易生命保険、郵便年金の積立の運用の状況は今どうなっておりますか、これは大蔵省にちよつと御説明願いたい。

○鈴木説明員 三十三年の実績で申し上げますと、五分八厘強になっております。ただしこれは、簡保が自主的に運用しておりますのは積立金に限られておるのでありますが、簡保の資金としては、積立金になる前の年の余裕金の段階もございまして、そういうものを含めた簡保の資金全体としての運用利回りは、五分八厘強になっております。

○津井委員 そうしますと、簡保の方は、厚生年金の方が運用部に預託しておるより低いのですか。

○鈴木説明員 それぞれの資金運用部の預託レートは、それぞれの期間に応じてレートがございまして、七年以上は、先ほどのように六分になっております。そういう意味では同じ扱いをしておりまして、総体の運用の結果、利回りとしては、簡保は、先ほど申し上げたように五分八厘で低い結果になっております。

○津井委員 共済組合の積立金の運用の状況は、一体どうなっておりますか。

○鈴木説明員 国家公務員共済組合の法律改正によりまして、資金運用部に厚生年金相当部分といたしまして、三割程度の額が現実に預託になりました。これは、三十三年度分が三十四年度において約数値だと思っております。正確なところは後ほど調べますが、数値だと思っております。これが平年度化したしますのは、来年度において平年度化したします。これにつきましては条件その他は全部同じでございます。

○津井委員 共済組合の積立金は六分九厘二毛くらいで運用されているんじゃないですか。

○鈴木説明員 私の御説明の方が足りませんでしたが、資金運用部に預託されております分について御説明いたしました。

○津井委員 問題は自主運用の關係なんです。そうすると前の簡保も運用部に預けた分のことですね。

○鈴木説明員 簡保につきましては、その大部分は財政投融資の原資にいたしておられますし、われわれとしましては、一応簡保については全面的な総資産についての運用利回りでありまして、

○津井委員 厚生省でこれはお調べになつておられると思うのですが、前へ戻りますが、簡易生命保険なり郵便年金積立金がききに分離しましたね。多分二十七年十二月ですか、分離している。この分離した分の運用の利率が問題なのです。これはどうなつていきますか。お調べになつていませんか。

○加藤説明員 郵便年金と簡易保険につきましては、ただいま大蔵省の鈴木課長が説明されたのが、要するに自主運用した後の簡保の運用利回りでありまして、私どもも存じておるわけでありまして、それから津井先生の御質問の中に含まれるんじゃないかと思っておりますが、それ以外の各種の共済組合の運用それぞれ自主運用いたしております。

運用利回りにつきましては、私どもの方で調べた比率を申し上げますと、国鉄の共済組合につきましては三十三年度で六分九厘六毛であります。それから専売公社の共済組合につきましては七分一厘五毛であります。電電公社につきましては六分九厘一毛であります。市町村職員共済組合につきましては七分一厘二毛、私立学校教職員共済組合につきましては七分一厘九毛でございます。

○津井委員 今大蔵省の皆さんお聞きの通り、厚生年金五分九厘八毛よりか国鉄、専売、電電、市町村職員共済組合、私立学校教職員共済組合、市町村職員共済組合まで入れますと、大体七分くらいです。これはだいぶ違ふわけですね。これが一分違ひますと一億、二億の金じゃないので、七億、八百億、千億の金ですから莫大な違いになってくるわけですね。五分九厘八毛は預託金利としては低いというのが厚生省の考え方ですが、これを具体的に何か大蔵省としてはもう少し厚生省の要望にこたえ、あるいは厚生省の要望と言わんよりは、零細な勤労者の金を集め、事業主の金を集めたものから、これをもう少し有利に運用をする見通しと申しますか、そういうものが何かあります。

○遺田説明員 ただいまの御質問にお答えいたす前に、借越かと存じますが、その低い高いという問題について少し私見を述べさせていただきます。実は低い高いと申ししても、それはその資金の目的と資金の運用の關係から考えなければならぬと思います。先ほどから御質問にありましたように、あるいは御指摘のありましたように、その被保険者の利益のために、あるいは民生安定の目的のために広く使う、そういう点を考え合わせまして、そういう目的でもって、なおかつ資金運用としても有利である、そういうことが一番肝要なことかと存じます。そういう意味におきまして、その範囲内でできるだけ利回りの向上に努める、こういうふうな考えでいかなければならぬいかと思います。先ほど共済組合の例を引いて御指摘がありました。共済組合の利回りはそういうふうな運用の利回りになっておりますが、これは共済制度全般の問題で、私からあまりいろいろ申し上げるのはいかかと思ひますが、その資金は全体でもってそういう利回りになっておりまして、中にはいろいろ債券類に運用したりしております。若干ではございますが、投資信託等にも運用されておるものがあると聞いております。そういうようなものを全部入れまして利回りが上がつておるわけでありまして、民生安定あるいは被保険者の利益ということを考えまして、資金量も非常に大きくなり、国民生活に対する意義も非常に大きいという場合には、その運用の有利なこともあるやうであります。運用の目的自体も考え合わせていかなければならないかと思ひます。今の共済組合の例

は、必ずしも今の運用が悪いというやうに申し上げたものではありませんが、高くしておる要素にはそういう面もあるわけでございます。厚生年金などの場合にそういうふうなものと現状において比較することは必ずしも妥当でないのじゃないかという面があると考へます。

次に御質問の点でございますが、資金運用部といたしましては、これはつとに御承知のように、いろいろな目的に使つておつて、その対象の機関、たとえば先ほどお話に出ました中小金融とかあるいは農林とか、あるいは住宅、そのほかさらに地方債というやうなもの等につきまして、それぞれ相手の機関としては少しでも安い資金を利用したい。それこそその資金の目的である福祉の向上とかあるいは所得の格差の是正とか、中小企業、農林、そういう方面に使うためには、少しでも金利を低くしたいという要望があることは当然でありまして、また常に国会でもその金利の問題について御指摘を受けておるわけでありまして、そこでそういうふうな運用部としての融資の先に対してもできるだけ低い金利を供給する、それが目的にもかなり有意義であるということになりますと、その資金源を預託する方の金利もその範囲においてできるだけ高いものにする。いわゆる金融機関でありますとそれが中間の経費であります。それに至りましては、〇・〇二程度でございまして、これはおおよそ考えられる最低でございまして、いわば中間でとつておられますのはそれだけでありまして、あとは全部運用に回しておるわけですから、運用の金利の方を直ちに上げることができないとい

いうことになりまして、資金運用部の方の預託を受けるレートも七年六分ならやむを得ないのじゃないかという面もございまして、もちろんこの点につきましても、逆に資金運用部自身の立場で、今のその運用の目的を害さない範囲で少しでも資金運用部としてもその資金を利回りよく回して、逆に預託の方の利子も上げたい、こう考へておりました。この点につきましては今までも検討いたしておりますが、先ほど申しましたように、その間のあれといふものは、〇・〇二くらいしかないもので、どうしても運用する方の運用利回りを改善してかからないと、もとの預託の方に回せないということもありまして、その辺についてはできる限り今後とも検討して、預託の金利については少しでも改善をはかりたい、これは資金運用部として従来から、今後これにそういう点について力を入れて検討してみたい、こう思つておりますが、現在について申し上げられるのは、大体そういうところでございまして、

〇濫井委員 資金の目的と利用の關係を考えると、これは当然大事なお金なんだから安全確実な方向に持つていかなければならぬ。共済組合のやうに信託投資、これは見方もありましようが、今のやうな御説明ではある程度危険があるのかもしれない。そういう方向にいつておるので共済組合は七分程度に抑えるのだらう、しかし資金運用部の方は、そういう方まではどうもいきにくいというやうな大ざっぱな御説明のやうにあるのです。しかし考えをみると、三千億をこえる積立金がある。法律では今度は千分の三十から千分の三十五に保険料率を引き上げ

る、そして二百二十五億円の増収をはかる、同時に標準報酬も一万八千円から三万六千円に最高を引き上げていく、そして二割の年金の給付額をふやして参る、こういうことなんですか。それとよく考へてみると、おそろしく現在そういう計算ができてきた。二割程度の引き上げができるというのには、五分九厘八毛の利率でできてきていると思ふのです。ところがもしこれを七分程度に運用していつていいたく。少しはあふないけれども、大蔵省の銀行局その他が十分監督をしておるのだから、この際社債や信託に向けていく、ある程度共済組合と同じ方向に向けていくということになりますと、これは百億やそこらのお金はすぐに入ってくるわけですね。そういうことになる、この際逆に保険料率の引き下げ、給付の改善というものが、簡単に言えば手をこまぬいておつてできるわけですね。だからここが被保険者にとつては大事なことなんですね。大蔵省や厚生省にはそれは直接関係はないかもしれないけれども、お金を出す被保険者なり事業主にとつてはここが大事なことなんですね。従つてこの点が一

〇濫井委員 そういう意見を持つておるといふことでございしますが、そうすると、一体方向といふものはどういふ方向にこの際具体的に持つていくかと、こういうことになるわけですね。厚生省としては今言つたやうに、できるだけ利回りをよくして運用をしてもらう、しかも被保険者の利益になる方向にそれを運用するのだ、それを利子からまかなつて、料率の引き上げをやらないやうにする、こういうやうな方向に向くとすれば、これは端的に言つ

て、一体この際どうするというお考えですか。

○太宰府委員 少し補足して申し上げます。午前中申し上げましたように、積み立てた金は私どもとしては将来の給付の引き当てになる金でございますから、安全確保にする、同時にまたできるだけ被保険者の給付をよくする、それからまたその間に運用する、被保険者の長い間かけておる金でございまして、被保険者の利益のことも考えて参るというよりないいろいろな含みを持って運用して参らねばならぬと思ひます。その点で、今の資金運用部に預託して国の財政投融資の一端として運用されておるといふこと自体について、私どもとしても意見を保持者でございまして。しかしこれはまた同じ政府部内におきましても、財政当局の方においては財政当局としての意見が当然あるかと思ひます。その点についてこれは調整を要する、かように私ども考えておるわけでございまして。それは厚生年金の問題につきましても、そういう問題がございまして、これは国民年金の拠出制が始まるという事になりますと、おそろしく同じような問題が起つて参る。そこで私ども昨年来この点について検討を始めておるわけでございまして、問題が問題でございまして、ただいままでのところはそれが政府部内として意見の調整ができておらない、こういうことでございまして、これは明年の国民年金の積み立てが始まりますまでの間にはぜひともこれは解決したい、こういう今日の段階で、せつかく今検討しておる段階でございまして。

それからそれと同時に、この保険の給付の内容をよくする、今のままでもって料率を上げないでいく、これは給付内容をできるだけよくするというところでございまして、それは料率はなるべく上げないで済むならそれにこしたことはないと思ひますが、今の修正積立方式をとっておるわけでございまして、今の料率自体は申し上げるまでもなくまだほんとうの標準料率になつておらぬわけでありまして。これを段階的に上げていくという段階でございまして、これはやはりそれを上げて参らなければ結局後代の国民に大きな負担を残すことに相なるわけでありまして、私どもとしては料率は必要の程度のところまでは上げて参るといふことは、先ほどの積立金の運用の問題とは別個にやつて参らなければならぬと、かように考えております。

○津井委員 そうしますと、これは大蔵省にもお尋ねしますが、今津田さんは、できるだけ運用利回りを高く高くするようになつていく、こういう御説明だったのでありますが、これは厚生省にも同時に見解をお聞きしたいのです。現在の資金運用部の状態から見ると、一体運用部の利回りが非常に高くなつていくような情勢がございまして、先ほど申し上げましたように、運用部の運用する先の利回りととの関係等もございまして、飛躍的によくするということは運用部の性質上非常に困難でございまして。全体の各政府金融機関、それは中小企業とか農林とか住宅とかというよりなところももちろん中に大きなものとして含まれておるわけでありまして、そういうところへの運用利回りを現状において上げ

るといふようなことは、これまた別な要請に非常に相反することになるわけでありまして、従ひまして運用部で考へられまして、そういうところの利回りは上げず、運用部の全体、たとは過去にいろいろ持つております債券類もございまして、あるいは政府の特別会計等に対する運用の額等も検討いたしまして、運用部として、いわばこれを一つの企業にたとえれば企業努力というよりなことになると思いますが、そういう方面で運用部の運用採算を上げまして、その範囲でそれを預託金の方に還元する。非常に回りにくいことではあります、それ以外に現在の運用部といたしまして預託の金利を上げる方法はないかと思ひます。従ひまして相当運用部としては努力をして、なおかつ徐々に改善するといふ以外にないわけでございまして、その意味におきまして、改善の幅といふものはある程度の限界は当然あるわけでありまして。

○津井委員 一兆六千六百五十億円の資金コスト、これと運用利回りととのバランスを一つ御説明願いたいと思ひます。

○鈴木説明員 三十五年度の予算におきましては、これは毎年予算上はそうなんでもございまして、運用利回りと資金コストを総体としてはほとんど見ておられます。従ひまして実績を申し上げた方が正確だと思ひます。三十四年度はまだ出ませんので三十三年度の実績で申し上げますと、運用利回りは、実はこの運用利回りにつきまして、こまかいことを申し上げますと、たとえば利子が三月三十一日に入るか四月一日に入るかによつて当然計

算が違つてくるわけでありまして、一応今までやつておりました資金運用部の計算に従ひますと、運用利回りが六分三厘五毛に三十三年度はなつております。資金コストはそれに対して六分八毛になります。従ひましてその差額の〇・二七、金額にしまして三十七億が資金運用部の積立金になつております。

もうちょっと詳細に申し上げますと、資金コストの六分八毛でございまして、この基礎になりますのは平均残高でございまして、三十三年度の年間の平均残高が一兆四千億でございまして、これに対する支払い利子がパーセントにいたしますと五・六二、五分六厘二毛、資金運用部の資金コスト、経費でございまして、事務費が金額で二億くらいで、先ほど津田総務課長から申し上げましたように〇・〇二に当たつております。そのほか郵貯会計におきまして、先ほどのところ赤字が出ておりますので、それに対する繰り入れが〇・四四でございます。(額で言つて下さいと呼ぶ者あり)先ほどの利子が七百九十億、事務費が二億でございまして、郵貯会計への繰り入れが六十二億、合せて八億五千四百億で、平均残高が一兆四千億に對しまして、六・〇八に当たつております。

○津井委員 今御説明がございました通り六分八毛で八百五十四億円で、それと、現在の資金運用部の最高七年以内のものは六分、最低、多分一カ月以内のものには二分くらいです。そうすると最近における運用部に預けられる金の状態は、さいせん厚生年金が大体六分ものがだんだん多くなりつつあるとい

う御説明がございましたが、他の資金も同じように五年以上の長期預託が多くなりつつあるのではないですか。

○鈴木説明員 ただいまの津井委員のお話の通り、逐年五年ないし七年もの、特に七年ものでございまして、七年もののウエイトが急激に上がつてきております。

○津井委員 五年以上特に七年もののウエイトが非常に上がつてきておる。そうすると三十五年度の支払い金利は幾らになりますか。

○鈴木説明員 予算上計上してございまして、先ほどの三十三年度実績の五分六厘に相応するものが五分八厘二毛になつております。

○津井委員 そうしますと今お話の事務費が入りますね。それから郵便貯金の三十三年度に出た四厘ですか、六十億円に見合うものが出てくるわけですね。これを入れますと資金コストは幾らになりますか。

○鈴木説明員 三十五年度の予算上の資金コストは、ただいまの支払い利子が五分八厘二毛、事務費は〇・〇二、郵貯会計の繰り入れが〇・三七、合せて資金コストとして六・二一、運用利回りは同額に見ております。

○津井委員 六分二厘一毛、これだけお払いすることになる。そうしますと、さいぜんの御説明でもわかるように、五年以上とかあるいは七年もの、利子でいへば六分、こういうものがふえつつあるといふことになりまして、郵便貯金の定額とか積立金という非常に利子の高いものが中心として現在伸びておるわけですね。そうしますとここに逆さやが出てきて、資金運用部から郵

便貯金の会計に、今の三十三年度でも六十二億——今年は〇・三七に当たるものは金額にして幾らになりますか。

〇鈴木説明員 六十七億に相なりまして、いろいろな事情もございまして、いろいろ御指摘のような点もあるわけですが、この点だけをとりて考えましても、実は運用部資金の総額がふえて参りますので、郵貯の赤字の繰り入れが占めます比率だけをとりまして、先ほど申し上げましたように三十三年度を見ますとこれが四厘四毛、〇・四四でございまして、それが三十五年の予算におきましては金額の方こそ六十二億が六十七億とふえておりますが、比率としては三厘七毛、〇・三七というふうに四厘を割りまして三厘になっております。こういうようなことで割合としては減るといふことに、この面だけを限って申し上げるとあるわけでございます。それから全体の問題といたしまして資金コストの方を減らしていくという事は、御指摘のように七年の等の預託がふえて参りますから非常にむずかしいわけでございます。先ほど私が申し上げましたことはやや回りくどくしておわかりにくかった点もあるかと思いますが、資金運用部がその金を運用する運用利回りの方の向上を少しははかりたい。企業努力と申し上げたのもその意味で、その間の差を改善したい、こういう意味で申し上げたわけでありまして。

〇鈴木説明員 財政投融資のうち、先ほど申し上げましたように資金運用部の貸付金の利回りは六分二厘一毛と見ておるわけでありまして。

〇鈴木説明員 そうですね、それは事務費その他も入れてとんとんになっていく、こういう形になりますと、そこにはあまり改善というものが見てないわけですね。私が調べたのは、財政投融資は三厘くらいのことし上げておるのじゃないか、全体としては貸付金利を六分三厘くらいにしておるのじゃないですか。

〇鈴木説明員 ただいま申し上げましたのは、資金運用部の予算上見込んでおります貸付金利、運用利回りが六分二厘一毛ということでございます。先ほど来渡田総務課長から御説明いたしておりますように、財政投融資の運用対象の資金コスト上、問題のない限りできるだけ運用部としての運用利回りを上げるといふ点では、ただいま先生のお話にちよつと出ましたような特別会計に対する貸付けレートを、従来は資金運用部のコストと同じような六分というふうな特別な金利でやっておりましたのですが、これはものによるわけでございますが、一応原則として全部六分三厘に上げるということにいたしました。そのほかに資金コストの許す範囲内で運用利回りを上げることにも努めまして、従来からの資金運用部の安全確保という第一のモットーにこたえるという意味で、いろいろな政府機関に対する運用につきましても、資金コストが許せばできるだけ貸付を引き受けるという格好に——それは政府機関の債券でございます、いわゆる社債でございます、事業家にはこの金を貸してやるの

〇津井委員 六十七億、これは何も厚生年金の三千億をこえるお金には縁のないものです。全然関係のないものに、労働者の血と汗との結晶を、三千億をこえる金を資金運用部に預けておいて、そしてその利子の中から六十七億を長期の郵便貯金会計の赤字補てんのために持つていくのです。六十七億あつてごらん下さい。これは千分の一だけ保険料の引き上げをやらなくてもいいのです。こういうことが出てきておるわけです。だから私はこういう点に一つの問題があると思うのです。これの状況から見ても、今大蔵省当局の御説明のように、今後だんだんと運用の利回りというものを引き上げていく情勢にはない。六年ものとか七年ものというより、うんと利子を払わなければならぬものがどんどん出てくるということになり、しかも郵便貯金も長期のもので定額とか積立金というものがふえてくることになると、運用部のコストに低下を来す要因というものは非常に少ない、こういう形がどうしても結論として出てきて、運用部の収支というものはますます苦しくなるといふのが客観的な情勢じゃないでしょうか。これは大蔵省の方に……

〇津井委員 たいだいま御指摘の郵貯への赤字の繰り入れの問題でございまして、これは運用部の今までのいろいろな経過等もございまして、本来赤字を逐次解消するという目的でやっておりますものが意のごとく行かないと

〇津井委員 そうですね、それは事務費その他も入れてとんとんになっていく、こういう形になりますと、そこにはあまり改善というものが見てないわけですね。私が調べたのは、財政投融資は三厘くらいのことし上げておるのじゃないか、全体としては貸付金利を六分三厘くらいにしておるのじゃないですか。

〇津井委員 そうですね、それは事務費その他も入れてとんとんになっていく、こういう形になりますと、そこにはあまり改善というものが見てないわけですね。私が調べたのは、財政投融資は三厘くらいのことし上げておるのじゃないか、全体としては貸付金利を六分三厘くらいにしておるのじゃないですか。

〇津井委員 そうですね、それは事務費その他も入れてとんとんになっていく、こういう形になりますと、そこにはあまり改善というものが見てないわけですね。私が調べたのは、財政投融資は三厘くらいのことし上げておるのじゃないか、全体としては貸付金利を六分三厘くらいにしておるのじゃないですか。

〇津井委員 六十七億、これは何も厚生年金の三千億をこえるお金には縁のないものです。全然関係のないものに、労働者の血と汗との結晶を、三千億をこえる金を資金運用部に預けておいて、そしてその利子の中から六十七億を長期の郵便貯金会計の赤字補てんのために持つていくのです。六十七億あつてごらん下さい。これは千分の一だけ保険料の引き上げをやらなくてもいいのです。こういうことが出てきておるわけです。だから私はこういう点に一つの問題があると思うのです。これの状況から見ても、今大蔵省当局の御説明のように、今後だんだんと運用の利回りというものを引き上げていく情勢にはない。六年ものとか七年ものというより、うんと利子を払わなければならぬものがどんどん出てくるということになり、しかも郵便貯金も長期のもので定額とか積立金というものがふえてくることになると、運用部のコストに低下を来す要因というものは非常に少ない、こういう形がどうしても結論として出てきて、運用部の収支というものはますます苦しくなるといふのが客観的な情勢じゃないでしょうか。これは大蔵省の方に……

〇津井委員 たいだいま御指摘の郵貯への赤字の繰り入れの問題でございまして、これは運用部の今までのいろいろな経過等もございまして、本来赤字を逐次解消するという目的でやっておりますものが意のごとく行かないと

〇津井委員 そうですね、それは事務費その他も入れてとんとんになっていく、こういう形になりますと、そこにはあまり改善というものが見てないわけですね。私が調べたのは、財政投融資は三厘くらいのことし上げておるのじゃないか、全体としては貸付金利を六分三厘くらいにしておるのじゃないですか。

〇津井委員 そうですね、それは事務費その他も入れてとんとんになっていく、こういう形になりますと、そこにはあまり改善というものが見てないわけですね。私が調べたのは、財政投融資は三厘くらいのことし上げておるのじゃないか、全体としては貸付金利を六分三厘くらいにしておるのじゃないですか。

〇津井委員 そうですね、それは事務費その他も入れてとんとんになっていく、こういう形になりますと、そこにはあまり改善というものが見てないわけですね。私が調べたのは、財政投融資は三厘くらいのことし上げておるのじゃないか、全体としては貸付金利を六分三厘くらいにしておるのじゃないですか。

〇津井委員 六十七億、これは何も厚生年金の三千億をこえるお金には縁のないものです。全然関係のないものに、労働者の血と汗との結晶を、三千億をこえる金を資金運用部に預けておいて、そしてその利子の中から六十七億を長期の郵便貯金会計の赤字補てんのために持つていくのです。六十七億あつてごらん下さい。これは千分の一だけ保険料の引き上げをやらなくてもいいのです。こういうことが出てきておるわけです。だから私はこういう点に一つの問題があると思うのです。これの状況から見ても、今大蔵省当局の御説明のように、今後だんだんと運用の利回りというものを引き上げていく情勢にはない。六年ものとか七年ものというより、うんと利子を払わなければならぬものがどんどん出てくるということになり、しかも郵便貯金も長期のもので定額とか積立金というものがふえてくることになると、運用部のコストに低下を来す要因というものは非常に少ない、こういう形がどうしても結論として出てきて、運用部の収支というものはますます苦しくなるといふのが客観的な情勢じゃないでしょうか。これは大蔵省の方に……

〇津井委員 たいだいま御指摘の郵貯への赤字の繰り入れの問題でございまして、これは運用部の今までのいろいろな経過等もございまして、本来赤字を逐次解消するという目的でやっておりますものが意のごとく行かないと

〇津井委員 そうですね、それは事務費その他も入れてとんとんになっていく、こういう形になりますと、そこにはあまり改善というものが見てないわけですね。私が調べたのは、財政投融資は三厘くらいのことし上げておるのじゃないか、全体としては貸付金利を六分三厘くらいにしておるのじゃないですか。

〇津井委員 そうですね、それは事務費その他も入れてとんとんになっていく、こういう形になりますと、そこにはあまり改善というものが見てないわけですね。私が調べたのは、財政投融資は三厘くらいのことし上げておるのじゃないか、全体としては貸付金利を六分三厘くらいにしておるのじゃないですか。

〇津井委員 そうですね、それは事務費その他も入れてとんとんになっていく、こういう形になりますと、そこにはあまり改善というものが見てないわけですね。私が調べたのは、財政投融資は三厘くらいのことし上げておるのじゃないか、全体としては貸付金利を六分三厘くらいにしておるのじゃないですか。

〇津井委員 六十七億、これは何も厚生年金の三千億をこえるお金には縁のないものです。全然関係のないものに、労働者の血と汗との結晶を、三千億をこえる金を資金運用部に預けておいて、そしてその利子の中から六十七億を長期の郵便貯金会計の赤字補てんのために持つていくのです。六十七億あつてごらん下さい。これは千分の一だけ保険料の引き上げをやらなくてもいいのです。こういうことが出てきておるわけです。だから私はこういう点に一つの問題があると思うのです。これの状況から見ても、今大蔵省当局の御説明のように、今後だんだんと運用の利回りというものを引き上げていく情勢にはない。六年ものとか七年ものというより、うんと利子を払わなければならぬものがどんどん出てくるということになり、しかも郵便貯金も長期のもので定額とか積立金というものがふえてくることになると、運用部のコストに低下を来す要因というものは非常に少ない、こういう形がどうしても結論として出てきて、運用部の収支というものはますます苦しくなるといふのが客観的な情勢じゃないでしょうか。これは大蔵省の方に……

〇津井委員 たいだいま御指摘の郵貯への赤字の繰り入れの問題でございまして、これは運用部の今までのいろいろな経過等もございまして、本来赤字を逐次解消するという目的でやっておりますものが意のごとく行かないと

〇津井委員 そうですね、それは事務費その他も入れてとんとんになっていく、こういう形になりますと、そこにはあまり改善というものが見てないわけですね。私が調べたのは、財政投融資は三厘くらいのことし上げておるのじゃないか、全体としては貸付金利を六分三厘くらいにしておるのじゃないですか。

〇津井委員 そうですね、それは事務費その他も入れてとんとんになっていく、こういう形になりますと、そこにはあまり改善というものが見てないわけですね。私が調べたのは、財政投融資は三厘くらいのことし上げておるのじゃないか、全体としては貸付金利を六分三厘くらいにしておるのじゃないですか。

〇津井委員 そうですね、それは事務費その他も入れてとんとんになっていく、こういう形になりますと、そこにはあまり改善というものが見てないわけですね。私が調べたのは、財政投融資は三厘くらいのことし上げておるのじゃないか、全体としては貸付金利を六分三厘くらいにしておるのじゃないですか。

れの方向に返してもらいたいという運動にならざるを得ない。ところが今のうちに資金運用部でそれをやろうとしても、もう資金運用部というのは八方ふさがりで、どうにもならぬような状態になってきているのです。だから、この段階で一体どういう工合にこれを打開していくかということが一番問題なんです。これは利子は百五億ですか、四十億くらいふえたんです。それくらいでは、おそらく全国のこの厚生年金に入っている千万をこえる労働者階層は満足しないです。だから、その八方ふさがりの中で一体これをどういう工合にして民生安定の方向に運用してくれるかということなんです。どうですか、大蔵省は長期ものがふえる、財政投融資の方向は公共投資の方向に向いて、こういう中で自主運用を厚生省から要求せられる、社会党は今後この国民年金の積立金を労働者の福祉の方向にやろうという国民運動を展開しようとするとき、大蔵省としては一体どう対策を講じますか。

○津田説明員 御質問にうまく適合するかどうか分かりませんが、資金運用部が行き詰まっているというふうに、非常に御同情ある御観察であります。確かに収支の苦しくなっている面はございます。ただ、先ほど説明いたしましたように、今度政府関係の特別会計の金利をまず上げて、六分を六分三厘にするということを申し上げましたが、それはその方針です。にやりかかっております。それからあと公共投資が非常にふえてきていることは事実であります。これは国民経済、民生生活の要望にこたえてそういう方向にやっておりますが、その

場合も、それぞれの機関あるいはそれの事業の資金採算というものをよく見まして、そしてたとえば運用部から貸付もできるし、あるいは債券も引き受けることができる。一つの例として国鉄を例にとると、国鉄は債券も出してありますし、運用部から貸し付けられることもできるということになっております。そういう場合に、それぞれ資金コストあるいは外部資金との関係等もありまして、一がいに申せませんので、その辺は十分そういうことを検討してやらなければならぬのであります。その上で可能なものは債券を引き受けるとか、いろいろな方法で、運用部としては運用利回りを改善したい、また改善のある程度の成果は上げ得ると確信いたしております。

先ほど三十三年度の決算で申し上げましたように、とにかく運用部積立金を積み立てていく。これは総額に比べますと非常に少いものであります。金融機関の積立金等から比較すると問題にはなりません。そういうようなあれで、予算の場合には収支とんとんというのを組むのは、特別会計の予算としてやむを得ないと申します。当然そういうふうにするわけでございますが、実績においてはそういう積み立てを過去においても若干して、その額がここ一、二年はふえてきておる状態でもございまして、そういう意味のぎりぎりの中におけるゆとりのようなものを少しでも作って、そうして、できれば預託金の金利の方にもそれを還元する、これはいろいろな機会にいろいろな御要求があるところとしては、当然われわれとしてそういう方向で努力すべきではないかと考えております。財政投

融資としては、毎年要望が非常に多い。本年においても一兆円くらいの財政投融資の要求になっておまして、それを五千九百四十一億ということにしてあります。この要求の多いのは、もちろん国民生活の必要から出ているものであります。そういう意味の資金としては運用部資金がその中核であります。さらにその運用部資金は、厚生年金に依存するところをわけて大きいわけでございます。そういう厚生年金の貴重な資金を、先ほどからいろいろ御指摘のあったような被保険者の利益等も十分に考慮して、今後ともますます要求の多くなつていく財政投融資の原資へ活用していくというのが、われわれの立場としては最上であるし、またそうしない財政投融資も今後ともあるいは国民所得の倍増というよりなことがいわれます。そういうものは、一般の予算でいかな面は出てくる中では、民生の安定もあれば国民所得の格差の是正もあるわけでありますが、すべて財政投融資の要求になつてきておるわけですね。そういう意味で、財政投融資の原資の確保ということは国民経済的に最も重要なことではなからうか、こういうふうに考えております。

○津井委員 大蔵省として財政資金を統一的な見地から運用することが望ましいというところは、立場としてよくわかる。その場合に、今言つたように資金運用部自体というものが、客観的に見ても収支が相当苦しくなつてきておる。厚生省からは自主運用してもらいたいというし、野党の社会党も、金を納めたその張本人である勤労者自体もそういう要求があるのだ、こういうこ

とになると、必ずしも大蔵省の初志を貫徹できにくい情勢がだんだん出てくると思ひますが、そうなつた場合に、大蔵省としてはこういう状態の中で一体どういう方向に、厚生年金の積立金だけに限つてつこうですが、持つていく御所存ですか。どういう方向で問題を解決したいとお考えになつておるのですか。

○津田説明員 先ほどお答えいたしましたように、資金運用部としては、あつた限り利回りの向上に努めまして、ひいては厚生年金の預託の利回りも向上するように努めるといふことを当然やるべきだと思ひます。資金運用部資金等を統合しております財政投融資といたしましては、国民生活あるいは国民経済、そういう要望に最も適応するように運用する、財政投融資の運用計画の内容をできる限りそういう要請にこたへ得るものにするということにならうかと思ひます。

き上げの問題にしても、標準報酬の改定の問題にしても、これはなかなか重大問題です。大蔵省と厚生省の意見が並行だということになれば、だれかここにどつちかに軍配をあげてくれる人が出てこなければならぬ。これは当然総理になるわけですね。そこで一方は自主運用を突っぱり、一方は現状の資金運用部の運営方式で、これは利回りその他を改善して民生安定の方向に金を持つていったらいいだろうということ、意見が分かれてきました。そうしますと、三十四年に八十五億とか三十五年に百五億とかいう還元融資の額の決定は、一体どこで、どういう基準でこれをおきめになつておりますか。

○津井委員 今言つたように、現状の資金運用部の運用方法を改善していくという以外に大蔵省の考え方は出ていないようでございます。厚生省としては自主運用をやりたいということですが、今言つたように、客観的に見て資金運用部というものは収支が非常に弾力を欠く状態が出てきている。六十億の金は長期の郵便貯金の方に取られていつておる。こういう形の中で大臣としてはどうするつもりですか。

○津田説明員 先ほど来申し上げました通り、自主運用をあくまで貫きたい、主張したい、かように考えております。

○津井委員 これは大蔵省と厚生省と意見の一致を見ませんから、料率の引き上げの問題にしても、標準報酬の改定の問題にしても、これはなかなか重大問題です。大蔵省と厚生省の意見が並行だということになれば、だれかここにどつちかに軍配をあげてくれる人が出てこなければならぬ。これは当然総理になるわけですね。そこで一方は自主運用を突っぱり、一方は現状の資金運用部の運営方式で、これは利回りその他を改善して民生安定の方向に金を持つていったらいいだろうということ、意見が分かれてきました。そうしますと、三十四年に八十五億とか三十五年に百五億とかいう還元融資の額の決定は、一体どこで、どういう基準でこれをおきめになつておりますか。

○津井委員 その決定の基準ですが、その前に厚生省からお預けになつておる積立金の利子の総額は幾らですか。

○津田説明員 利子の総額は申しませんが、三十四年度におきまして私どもが厚生年金積立金から入つてくる利子収入として計上いたしましたものが百八十六億九千万でございます。

○津井委員 今言つたように説明をしてみてもいいですか。昭和二十七年くらいから三十五年までの原資の伸び、それから融資のワク、それから積立金の累計、そういう積立金の累計に見合ふものとして、たとえばこしでいえば積立金が幾らになつたから百五億もつた。実際には積立金の利子は三十四年には百八十六億九千万になつておるのですが、百八十六億九千万というところにずつと見合つて、二十七年からわからなければ最近でもいいです。

が、それを一つ御説明になって下さ

たんです。やかましく言うたから二

資の金をもう少しこちらにということ

は回したらどうかという意見もある

思ひの。しかし、それじゃその前

い。○加藤説明員 二十八年から申し上げ

十億増加したんです。そうすると、少

のは一体いかなる基準で定められてい

何かのめもあるいは出るかもしれない

いうことになる。あるいはまたその前

ます。二十八年の保険料収入が百七

しはやかましく言わなければならぬ。

るかということなんです。これはやは

い。しかしいすれにしても今日の還元

年であるということになれば、一体一

十六億八千八百方でございます。それ

やかましく言ひ賃十億、安いもんです

りはつきりしたことなんです。そのとき

にきままだ不満でございます。この点

でございまして、百七十六億八千八

に對します運用収入が三十九億二千

の運用収入があるなら、やはり百五、

ふえたり、二十億ふえたり、また文句

を言えは四十億ふえる、こういうこと

にきましては午前中から問題になり

のワケが二十五億でございます。それ

なにかぬです。ところが積立金利息さ

では私はおかしいと思うのです。だか

ましたよりいろいろな問題も含めま

いて、私どもはいろいろな点でなお今

から二十九年度が保険料収入が二百九

いかぬです。ところが積立金利息さ

では私はおかしいと思うのです。だか

ましたよりいろいろな問題も含めま

いて、私どもはいろいろな点でなお今

五億七千万、運用収入が五十億九千

えもよりもらわない、こういうこと

つもの防衛分担保金だつて、日本が防衛

努力をして、その防衛費をやしたら、

調整をきかすつもりで、かような

万、融資のワケが四十五億でありま

の八十五億とか七十五億、百五億とい

そのふやした半分だけは分担保金を減ら

でございまして、これは根本的に一つ

調整をきかすつもりで、かような

す。三十一年が保険料収入が三百八

問題なんです。これは一体どうい

力とわれわれはやってきたんです。

考えをもちて昨年来これをやって

かといふことです。こういうところは

三億七千万、運用収入が九十三億三

か。大臣は当然閣議に出て了承され

今度ばつとなくなつたやつたわけ

でこれが調整ができておらぬのでござ

をやらなければいけません、労働者

千円、運用収入が四百三十億八千

わけですが、これはどういふ基準で

ね。これはやはり半分なら半分、八割

すべき場合における一つの問題点と

て十分に努力いたすつもりでござ

資のワケが七十億。三十三年が保険

められたのです。目の子算用では

をしておかぬと、計画が立たぬ

す。これは、局長、事務当局が悪い

は困るんです。やはり中にがん

十億七千万、融資のワケが七十五

るのであります。その前に、あなた

すよ、こういうしるふとの私から指摘

は不満だ不満だと、不満の連続です。

筋金がそよがぬように入つてい

億、運用収入が百八十六億九千万、

も御存じのように、事務折衝をし

をされなければ、どうも理論的な根拠

がはつきりしないということでは

少ないのだとおっしゃるのですが、大

資のワケが八十五億でございます。

たわけですが、明年度以降は御趣旨

があるなら、一つ言つて下さい。

少ないのだとおっしゃるのですが、大

ものがすぐできないとするならば、大

○加藤説明員 三十五年の保険料収入

の予定が七百六十五億五千万、運用

から、先ほどから申しましたように、

望いたしましてそれと、大蔵省の方

めて、七割なら七割いただくんだ、五

入が二百三十三億二千万、融資ワケ

でございまして、私どもは初め

望いたしましてそれと、大蔵省の方

望いたしましてそれと、大蔵省の方

きめてもらわなければいけません。

○滝井委員 大臣、ここが一つ大事

とでございます。今の数字の経緯を

は増加しておりますけれども、この

話でございますが、事務折衝としま

なると、また同じことですよ。国民

とでございます。今の数字の経緯を

は増加しておりますけれども、この

話でございますが、事務折衝としま

話でございますが、事務折衝としま

金ができる、これがすでに実績だ、

連観してみると、保険料収入という

は増加しておりますけれども、この

話でございますが、事務折衝としま

話でございますが、事務折衝としま

厚生年金がまあ五割以下四割くら

のは比較的に増加をしております。百

は増加しておりますけれども、この

話でございますが、事務折衝としま

話でございますが、事務折衝としま

いしかなやつておらぬのだから、それ

七十六億台から二百九十五億台、三

は増加しておりますけれども、この

話でございますが、事務折衝としま

話でございますが、事務折衝としま

業者の福祉厚生あるいはその他何か

億、四百億、六百億、七億という

は増加しておりますけれども、この

話でございますが、事務折衝としま

話でございますが、事務折衝としま

の方面の融資に使います、こうい

方還元融資はどうかという十億す

は増加しておりますけれども、この

話でございますが、事務折衝としま

話でございますが、事務折衝としま

の方面の融資に使います、こうい

です。ことしは初めて二十億増加

は増加しておりますけれども、この

話でございますが、事務折衝としま

話でございますが、事務折衝としま

の方面の融資に使います、こうい

うことになって、その果はみんな小山さんの方に及んでくる。そのときに幾ら泣いても間に合わない。実績はこの通り、厚生年金と国民年金とは均衡をはからなければならぬ、そのときには必ずそうおっしゃるんです。それではいかぬと思うのです。

それからもう一つは、運用の利子がある程度安くしていいという場合は、私は民生安定のときだと思ふ。そういうときはこれは安くしていいと思ふ。たとえば住宅とか、大臣の方のお得意の、今にわかにはやらないけれども、いつに上水道、下水道、環境衛生関係、こういうところに民生安定の経費として国民年金の積立金のお金なり厚生年金の積立金を今後つぎ込んでいくということになると、今あなたの方で隘路になっておる下水道の十九年計画とか上水道の緊急整備五十年計画というものが片づくんです。ところが今は二割か三割、起債をひくくめてせいぜい年度計画の五割か六割に抑えていい。そのくらいしか金がこない。だからこれは積立金の金をがっとうと持っていく、こういうことになる、あなたの施策というものは国の一般会計のお世話にならなくともやっていると、こういう形が出てくる。老人ホームを作ったりするの、一般会計からあつてお金を借りなくとも、この金でどんどんできていくと思ふ。そういう点、自分の金を持っているのでありますから、もう少し頭を働かしてもらつていけば、ああいうけんか腰にならなくとも、理詰めでいってある程度筋を通せば、大蔵省も納得せざるを得ないと思ふ。結局、結論的に言へば、国家的な、この重要な財政投融資

の資金源になっておるこの厚生年金の積立金、あるいは今後できてくるであろう国民年金の積立金というものを、勤労者のためのものとして利用をするという側面と、国家的な財政投融資という観点に立つて運用する側面との調和というものを一体どういう工合にとつていくかということが、当面の一番問題だと思ふのです。この根本的な問題を大臣同士で政治的にきちんと話し合つて、そしてその話し合った大綱に基づいて下の方で作業をしていく、事務的に折衝していく、こういう形が出てこなければならぬ。事務的に出てきたものを今度は大臣が承認をするというのでは政党政治じゃないでしよ。こういうところに、もう少し大臣初め手先の政調の皆さん方がふんどしを締め直さなければならぬ点が出てくるのです。これ以上私はこの問題は申しません。しかし、いづれこれはまたの機会に、予算委員会かその他があるときがあれば、やはりもう一回やらなければいかぬと思ふのです。今のようには大蔵省と厚生省の意見が食い違つておる、その運用の問題についても確固たる見通しというものが無いということでは、労働者は大へんです。さいぜん、私が午前中に申し上げました通り、再び国民年金なり厚生年金が安保利制下における軍需産業拡大のために使われることはまづびらですか、これは再び岸さんを戦犯に追い込む道にもなりかねないので、再びわれわれは岸さんを戦犯に追い込みたくな

いと思ふのです。午前中安保の特別委員会でも、岸さんが果敢にMPから引がばられていっておる写真を松本さんが高々と掲げて質問をしておりまして、再びあなたがそういうふうになつてはいかぬ、あなたの背後には今アメリカのMPが立つておるじゃないか、ちょっとあなたが果敢に引つぱられていくときにMPがうしろに立つておつた姿と同じ姿になつておるじゃないか、へまをすればこの財政投融資の中からそういう姿が出てくぬとも限らない。私たちは岸さんの誤つた道を歩まないために、この際われわれがみずからこれを断ち切つておくことが必要です。そういう意味で、大臣、ふんどしを締め直して、国民年金がやがて三十六年にいよいよ起こるし、今国会で厚生年金が審議されておる、この過程の中で、ぜひ一つ熟慮をせられて、そして正しい年金運用の道を切り開いていくことを最後に一応お願いをいたしておきたいのですが、大臣どうですか。

○渡邊国務大臣 前年までの基準、あるいは前々年度の基準、こういうよつてきたところの基準というものを、お尋ねのようでございますが、これはやはり財政投融資も、一般労働階級のためのいわゆる社会福祉共同施設というものに對しますところの財政投融資でございまして、われわれといたしましては、別にそれが軍需産業につながるものであるとかないとかいうことは考へておりません。ただ、私どもは直接に、あるいは間接に、特にこの労働者のためあるいは被保険者のためには、かかるところの社会福祉施設に対する融資、こういうワケというものは漸次拡大していきたい。私どもとしては、できるだけこの厚生年金というものは、厚生省によつて自主運用をいたしたい、かように考へておるのでありまして、その趣旨におきましては大蔵省と

は何ら考へ方が違つておるわけでも何でもないであります。どうぞその点は御了承を願ひたいと思ひます。

○津井委員 厚生年金の大きづばな、重要と思はれる運用上の問題は、大体以上にしておきます。

○本室政府委員 午前中、労働保険法の改正とのからみ合ひで、船員保険法の改正はどうなるかという御質問がありました。その点について申し上げます。

午前中にも申しましたように、まだ関係審議会の意見も聞いておりませんので、政府としてこまかいところまで申すわけには参りませんが、一応私どもとしては、船員保険の職務上の事由による傷病につきまして、現在治療中の給付が開始してから三年を経過して治療しない場合においては、これを障害年金あるいは障害手当金に回す、これはやはり労働保険の改正とのにらみ合ひにおきまして、治療しない人に対しては、その期間経過後も治療するまで療養の給付及び傷病手当金を支給する、そしてその後において、傷病が治癒したときからその療養認定をいたしまして障害年金なり障害手当金を支給する、こういうことにはいたしたい。

それから、現在職務上の事由に基づく外傷性のせき腫障害によつて障害年金の支給を受けている人がありますが、これはもしその障害が治癒していかないということを——やはり障害年金の方に回しているという場合におきましては、その人についても、申し出がございませうれば、治療するまでは一たんその障害年金の支給を停止しまして、先ほど申し上げたような療養の給付、傷病手当金の支給を行なう、こう

いうことにいたしたいというのが大体大筋であります。

○津井委員 そういふ改正を社会保障制度審議会が何か諮問をしている、こういうことですか。——そういうことです。——わかりました。そうしますと、そういう意思が厚生省ははっきりしている。しかしそのことは結局二年前からわかっていることなんです。なぜならば、労働省が今出している労働法の一部改正法並びにじん肺法というものは、これは時限立法なんですから、ここの三月三十一日にはこの法律はなくなるぞ、それからけい肺の臨時措置法の中に、十二月三十一日までには国会にけい肺法の改正は出さなければいけませんぞということをうたつておるのです。だから当然それに見合ふ船員保険法の改正というものは、あなた方はやつておかなければならぬ。それはあなたの方の不勉強ですよ。自分の方の船員保険というものにそういう関連があることを忘れておつて、今になってやるといふことは、どうぼうを見てなをなうようなものだ、労働省から先に出してしまつた。お宅は出してない。だからこういうところに——厚生省と労働省は大抵兄弟じゃないですか。いとこなら他人の始まりということがあるが、兄弟ですよ。厚生省と労働省は昔の内務省から分かれてい

それでけさから聞くけれども、とんちんかんな説明しかできないから、どうもおかしいと思った。午前中は言ってくれないで、午後になって言うというより、そういう手おくれじゃ人間は死んでしまいますよ。やはり適時適切に手を打ち、知恵を施さなければ患者は死ぬ。そういうことで、政治もやはり適当なときに手を打たねとまずいですよ。法案はおくれるですよ。そういうことがおわかりになっておるならば、与党に言うて一つ船員保険の修正案を出させて下さい、一緒に通しますから。そういうことを一つお願いをしておきます。船員保険の方は午前中そういうことがまだはつきりわからなかったものですから、私は今ちょっとベンディングにしていたのですけれども、そういうことがわかっておれば——与党の厚生関係の理事が来ておられけれども、一つ齋藤さんをお願いします。今言った通り、政府は船員保険法の改正の意思があるのですから、一つぜひやっていたらどうかをお願いをしておきます。

○本府政府委員 午前中申し上げましたように、この関係は労災の関係でございます。御承知の通り昨年から継続審議になっております。非常に急いでおるものでございますから、その点はよろしく御考慮をいただきまして、追っかけてまた御審議いただくようになりますから、よろしくお願いいたします。

○滝井委員 今労災が労働省では出ておるのですよ。そうして、齋藤さんなんかおられますけれども、三月三十一日までには上げなければならぬだ、という法律なんです。与党は今急いで

おるのです。あなたの方だけ三月三十一日までには上げなくてもいい、今から制度審議会にかけて、そうして今度法律案にして出していきますというのでは、労災は終わってしまいます。そうしますと、労災の方は船員保険が出るまで待つておつてもいいのですか。あなたの方が、労災があるのだからおれの方が出すまで待つてというのなら、こっちを待つておつてもいいです。どちらでも自由です。待つておつしやれば労災を待ちます。

○本府政府委員 政府といたしましては、御承知の通り大へん急いでいる法案でございますので、今回の法案はぜひ先に御審議をいただいて通過をお願いいたしたい。それから労働省の労災保険の方も、御指摘のように非常にまた急いでおるわけでございます。私どもの関係の船員保険の分がおくれましたのはまことに申しわけないと思いますが、目下鋭意急いで提出を準備いたしておりますので、これも一つ、一緒でなければ云々というよりなことでなしに、一つ御好意をもつて御審議を賜わりたいと思います。

○滝井委員 今八木先生が、船員保険法の一部を改正する法律の制定についてという制度審議会の意見がこうまとまったというのを持っていられつした。それによりまして、むしろ船員保険制度自体における被保険者保護措置の一つとしても、当然実施されるべきものであり、かかる観点から、今回の改正は適宜の措置と認められる。ただし、潜水病その他の職務上の傷病に対する云々と出ております。これは当然もつと早くあなたの方が気づいて出さなければならぬのですよ。それをあなた

方気づいていない。僕はもつと早く気づいておつたが、これは最後になってからでないところいうことは言つてはいかぬと思つて、意地悪い意味ではなないが、最後になって言つたわけですね。それで、この答申が出れば、この国会に間に合いますから、一つすぐに船員保険法の修正案として、政府が出すわけにいかぬですから、与党から出して、与党が出さなければ社会党が出してもけっこうです。これはこういうものが出れば、制度審議会を重んじておるようですから——ととき重んじたり軽んじたり、どつちかわからぬですが、とにかく今度は重んじているらしいですから、ぜひそうしてもらいたい。

○八木(一男)委員 閣下。今の滝井委員のお話の通りでございます。厚生省から船員保険法の一部を改正する法律案についての諮問が制度審議会にございまして、厚生省の方からは、これは非常に急いで答申してくれということで、社会保障制度審議会では非常に急速にこの問題の審議をして、審議の結果の答申を確定をして、直ちに今答申ができるような状態になっております。これは本日から明日くらいにされると思ひます。そういう状態でありまして、当然答申を期待して諮問されたわけでありまして、厚生省は責任を負わなければならぬ。急いでくれというのを厚生省から制度審議会に要請されたわけですね。制度審議会の方は、それに従つて非常に忙しいところを会を重ねて、まさに答申が出かかつておるわけですね。一両日の間に必ず出る。ですから、当然あなたの方で船員保険法についての改正案について要請された

のですから、今度の船員保険法の改正案にあなたの方はそれを込めて提出するのあたりまえだと思ひます。ですから、この問題については非常に重大な問題になりますから、前に出された船員保険法の一部改正案を至急に撤回して、この内容を盛つたものをあさつて出しなさい。このくらいのことはいやうと思へばできる。そういうふうになければ、これは非常に重大な問題になるということを嚴重に警告しておきます。

○永山委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

昭和三十五年三月十八日印刷

昭和三十五年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局